

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
10番	古川	貴敏	11番	河村孝弘
12番	清水	治	13番	若井千尋
14番	若園	五朗	15番	広瀬時男
16番	小川	勝範	17番	星川睦枝
18番	藤橋	礼治		

○本日の会議に欠席した議員

9番 広瀬捨男

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	渡 辺 勇 人	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 雅 人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長

田 宮 康 弘

書

記

今 木 浩 靖

開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様、本日は大変お忙しいところ、傍聴に御来場いただきまして、まことにありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（若園五朗君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

4番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただき、質問をさせていただきます。

本日は、早朝より傍聴にお越しをいただきまして、ありがとうございます。

本日の質問は3点、瑞穂市第1次総合計画について、安全で快適なまちづくりについて、公共下水道事業に関連して新しい動きについて、この3点でございます。

今回の質問テーマは、子供たちや孫に大きな負担をさせないためにといたしました。これは6月議会のテーマと同じですが、やはりこのことは今何を考え、何に取り組まなければならないのか、立ちどまってでもより検討をしなければならないときではないかと考えます。その立ちどまらなければならない状況であると考え、そこで総合計画からも安全で快適なまちづくりが基本計画の1つ目にあることから、重要な計画となっている位置にあると考えます。その細目には、治水、防災対策が1番であり、5番目が上下水道の整備であります。本日は、この安全で快適なまちづくりについて質問をいたします。

さて、近年の自然災害は、今までの災害とは少し違ってきているのではないかと考えます。エルニーニョ現象と言われる状況により、冷夏の年であったり、大雨が降るような状態であったりと不安定な異常気象であります。本年8月は猛暑であり、厳しい暑さでありました。全国的に見ると、局地的な集中豪雨などで土砂災害がふえたのではないのでしょうか。広島市の土砂災害では、多くのとうとい命が失われました。真夜中の集中的な豪雨により大災害となってしまうことについて、謹んで哀悼の意を表します。

このことから、市民の安全をどのように守らなければならないのか。また、瑞穂市には土砂

災害はないものと考えますが、内水氾濫という言葉がありますが、排水能力が間に合わないほどの豪雨によるものです。このような自然災害もしっかりと想定し、総合計画、安全なまちづくり、進展のなかった公共下水道事業について取り組まなければならないものと考え、質問をさせていただきます。

これよりは、質問席にて質問をさせていただきます。

瑞穂市第1次総合計画について、質問をさせていただきます。

基本目標、市民参加・協働のまちづくり、市民と行政が一体となったまちづくりを目指しますとあり、目指すべき将来像を明らかにとありますが、第2節、施策の体系図にある安全で快適なまちづくりから5項目ありますが、市民が主体のまちづくりまでの項目を踏まえ、この第1次総合計画から第2次総合計画へ進めるときに、第1次総合計画の総括及び評価をどのように行うのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 庄田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

第1次総合計画ということでございますけれども、一応第1次総合計画は今、後期計画に入っております。市民参加・協働のまちづくりという大きな目標のもとで、市長のマニフェストとも絡み合わせながら、市民と行政が一体となったまちづくりを目指しますとしながら、災害のない安全なまちづくりということが大きなコンセプトになっておるわけでございます。

第1次総合計画についてということで御質問をいただきましたが、その趣旨は、今後に続くまちづくりの基本となる第2次総合計画を視野に入れた御質問だということを押聴しまして敬意を表するところでございますが、第1次総合計画の総括というような観点からお話を申し上げますと、当然この第1次総合計画については、総括を行うべきものであると考えております。

よく反省なくして発展なしという言葉がありますが、まちづくりでもやはり同様でございます。総合計画でも当然、過去・現在を振り返りながら未来を展望しなければならないと考えておるところでございますが、実は去る7月30日でございますが、第1回の瑞穂市総合計画策定審議会が開催をされたところでございます。この審議会は、大学の先生とか、公募で一般の市民の方とかに入っていて組織されておるわけでございますが、その中でも現計画について検証を求める意見がありました。その一端を引用しますと、現在の第1次総合計画の計画期間中ですので、その反省はまず大事だと思います。現計画でなし得なかったことやそれがなぜできなかったのかなどをチェックし、よい事業などについては、第2次でも継続して実施していくことでもよいのではないかと思いますと発言されております。

こういった御意見に対して、私自身もこれまでの計画検証から始めるべきであり、行政の継続性は必要ですので、第1次総合計画を全て破棄するというものではありません。現行計画は、一応の市民の声を反映してでき上がった経緯もございますので、そのことを踏まえ、第2次総

合計画の策定に臨むべきと考えておりますと発言をしております。

この審議会の議事録は、市のホームページに掲載されておりますので、御一読いただければ幸いですけれども、この審議会を踏まえまして、庁舎内に設置した若手職員で構成する総合計画プロジェクトチームでも検討をしてくれておりまして、策定方針の中でこの間案が示されたんですけれども、基本視点の項目の中に、現状を把握した上での計画と位置づけ、総括、検証のあり方も検討しますと明記されておりました。

それを受けて、現在も策定委員会、これは審議会とは別にまた庁舎内で、部課長で組織する策定委員会があるわけですが、その策定委員会の中でもプロジェクトが提案された要項について検討を加えておるところでございますが、今後そういった形で総括をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 第1次総合計画の総括を行うべき、反省なしに発展なし、そのような言葉をいただきましたが、私の質問としてはそのプロジェクトチームでもありましたように、検討します、総括及び評価をどのように行うのか、プロジェクトチームによって検討したことがどのような評価があったのか、どんな総括があったのか、それを本当は何いたかった、そのように私は思っております。検討するプロジェクトチームがどのような第1次総合計画について評価があったのか、行う必要があるといった言葉もありましたけど、それをどのような評価で行うのか。よく言われる二重丸、丸、三角というような評価もよく見られますが、そんな評価がどのように第1次総合計画ではあったのか、その具体的な策をお伺いしたかったのでございますが、またもう1つ、各部においてもその評価、それぞれの部署の中でも評価がされたと思うんですが、その中の総括的なこと、また評価はどのようにされたのかお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今申し上げましたのは、総括をするということで、その作業にまさに今入っておるわけでございます。具体的には各所管が全てそれぞれの10年、あるいは5年の後期計画のスパンの中でどうであったかということを検証するという方向で検討をしております。

具体的にはプロジェクトチームの意向を踏まえて、そして要項をつくったわけでございますけれども、その要項に沿って企画のほうで総括に当たっての課題と検討をあぶり出す様式を作成しております。その様式をメール配信しまして、その所管所管で今やっておる最中でございます。ですから、課題が何であったかというのを今探っておる最中でございますので、その中身についてはそれぞれ違っております。

いつもよく言いますように、行政は360度、どういうことか言いますと、道路をつくる部署

もあれば、窓口で住民票を交付する部署もございます。それぞれの部署はやっぱり担当事務が違っておりまして、目に見えるところはいいですね。道路をつくるとか、橋をつくるとかというのは形になりますけれども、そうでないルーチンワークが主の部署はおのずから総括の内容も違って来るわけですね。住民サービス、例えば窓口のサービスがどうであったかとか、あるいは動線がどうであったとか、そういったこともやはり大きな総括の中の項目だというふうには思っておるわけでございます、それぞれの部署が自分らの事務に合った内容でもって反省をします。そして課題を見出す、そして将来に結びつけていくものを引っ張り出すということをやっておるところでございます。

現時点でどうであったかというふうに御質問になっても、ちょっと答える内容を今探っておる段階でございますので、今時点はちょっとまだ提示できないというのが現状でございますので、御理解を賜りたいと思います。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 各部で検証したことがどのように行われるのかといったところでございますが、その作業が今行われている、審議会が始まった時点で今行われているというのはちょっと遅いのではないかなあと思っておりますが、新たな総合計画策定に当たってのといった部分の中のお言葉に、先ほどは様式をメール配信して所管で探っている状況であるので今は答えられないという答弁でありましたが、総合計画策定における基本的視点、1. 現状を把握した上で計画をつくり、その部分の中では現在市が抱えている課題や市民ニーズを的確に捉えるとともに、計画策定の前提とし、国・県の関連計画及び市の分野ごとの各種の計画などを整理した上で計画策定が求められる。まず、策定に当たっての第1段階のところは今答えられない状況であるというのは後手ではないでしょうか。私としては、総合計画を読んでいると、まだ課題があるのではないかと感じているところでございますが、現在課題となっている部分、それでは進まなかった理由はあるのかお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 端的な例を申し上げますと、例えば大月運動公園など、計画に上がっておりながら実施できなかったというのは一例でございますが、そのほかにでも各所管所管ではそういったものは、例えば道路行政で、地権者の理解が十分に得られなくてまだ進んでいないとか、そういったさまざまなものがあると思っております。

そういったものをあぶり出しながらやっていくということで、今回の第2次総合計画の策定で第1次と大きく異なっているのは、御承知のように、いわゆるまちづくり基本条例で市民参加のステージを用意しておるということですね。ですから、とりあえず今探っておりますけれども、これに市民の方にも入っていただいて、その中でできなかったことについて、これは

やっぱり継続してやるべきだとか、これはもう必要ないと、そういったことをやっていただくように考えております。

ですから、第2次総合計画の策定、ゴールは28年3月31日ですね。ですから、十分かという
と十分ではないという言い方もできますけれども、1年半まだあるわけでございますので、そ
の中で問題を探りながら、そして市民とともに考えると。そしてその考えた内容について、一
応市民参加の形も公募で30名程度の市民検討会議、仮称でございますけど、そういった組織も
立ち上げる予定でございます。そして、市民検討会議の中でも明らかにして検討をしていただ
いて、そして場合によってはテーマごとにはワールドカフェといたしまして、自由なフリートー
クでいろんな意見を述べてもらうとか、そういったものも組み入れながら市民の意見を参酌す
るというか、吸い上げながら、そしてそれをまたプロジェクトチームが形にし、策定委員会で
検証すると。そういった流れの中でまた審議会に持ち上げるということでございます。

今のところ、既に計画年数を何年にすべきかということで、きのうも策定委員会で検討した
わけでございますが、そこらについても次9月24日なんですけど、第2回の総合計画審議会を開
催する予定でございます。そこで年数の設定についても御検討いただくような流れで考えてお
りまして、ですから今おっしゃったように、遅いではないかというようなことで、市民も参加
していただくためのステージを用意しながらの作業になりますので、決して行政主導の形でど
んどん進めるというふうではございませんですから、時間的には十分あるわけではないですけ
れども、それなりのプログラムというか、タイムスケジュールで進んでおりますので、御理解
をいただきたいところでございます。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 第1次も基本目標は市民参加・協働のまちづくり、大きく変わったとい
うよりはやっぱり市民参加により、よりよいまちづくりを目指さなければならない、私もその
ように考えます。また、今あぶり出しているながらということでありましたが、やはりこれは1
年半まだあるではなくて、1年半しかないかもしれない、そのようなことかもしれません。

また、よりよいものができることを期待しながらも、さらに行政として第2次総合計画への
展望はあるのか。それはおくと私は考えますが、福祉計画、福祉問題、公共施設の長
寿命化問題、学校維持計画などの問題点が反映されるのか。また、国民生活基礎調査によると、
子供の貧困率が調査のたびに最悪と言われるとき、その貧困率は6人に1人が生活苦である、
今後もますますふえることが予想されている子供たちの生活環境などの対応は反映されるのか、
お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今、御指摘のような課題も当然国の施策に伴って発生してきておりま

す。

幸い瑞穂市の場合は、合併当時4万7,449人の数であった数字が7月末では5万3,007人ということで、人口は増加しておりますが、その一方でやはり高齢者もふえておりまして、1万を超えて、きのうの市長の高齢者が19%に達したというお話もあったわけですが、そういった2面的な要素を持ちながら、いわゆる待機児童の解消、そして高齢者の施策とかさまざまあるわけですが、そういった都市的な課題を今瑞穂市は抱えておるわけですね。

ですから、岐阜県の人口問題研究会というのがことしの7月に立ち上がっておりますけれども、その中でも瑞穂市の将来を予測して、2040年までは人口は増加するのではないかと。そしてその人口の分析の動向を見ますと、自然増と社会増がありますが、自然増の部分で増加が見込まれるんじゃないかという予測も出ております。

先般、新聞でも、国民会議が30歳から40歳台の、いわゆる出産力という指標でもっての人口を試算したところ、県下の何割かの自治体がなくなってしまうんじゃないかというような報道もされておったところですが、そういったデータも踏まえながら検証していかなくちゃならないわけですが、その具体的な施策としては、今おっしゃったような子供たちの問題とか、それから高齢者の問題とかというのが国の法律等の改正に伴いまして喫緊の課題となっておりますので、そういった視野にも当然目を向けていく必要があります。

幸いそのメンバーの中には、そういったことに造詣の深い方が入っていただいております。審議会の委員のメンバーの中からもそういった声が出るやに思っておるところでございます。メンバーは18名でございますけれども、会長さんを朝日大学の副学長さんにやっていただいております。そういった形で専門的な大学の先生も3名ほど入っていただいております。そういった視点からの御指摘もいただいております。その中で瑞穂市特有の課題と、それから国の大きな施策に伴う課題と、そこら辺のすり合わせをしながら計画は策定されていくのではないかと考えております。

傍聴に先回も来ていただいた方もお見えでございますので、そういった形で見ていただいて、ぜひともまた三位一体という中でまちづくりが行われておりますので、議会にはそれなりに情報を提供していくべきだという話も実はきのうの策定委員会の中でも出ておりました。ですから、折を見て情報等を提供させていただきますので、議会サイドからも議決機関ではございますけれども、御意見等、途中でいろんな委員会等でも賜れば幸いと存じ上げるところでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 市の特有の課題をまた探りながらも議会に報告するということをおっしゃいました。

昨年よりも、福祉問題、福祉計画については、私は一般質問をさせていただき、おこなっているのではないかとということも質問をさせていただきました。

また、学校維持計画についても大きな予算が使われ、その維持計画を出されております。これが2,000万というような金額であったと記憶しておりますが、そのような予算をつくった中でそれが反映されるべきではないか、無駄にならないように行っていただきたい。また、データを踏まえながら視野にも目に向けて、メンバーの中にもということでもありますので、さらによりよいものができることを期待いたします。

それでは、次の質問です。

安全で快適なまちづくりについて質問を行い始めてから、この言葉を何度も言わせていただいております。8月の台風接近により、市内の街路樹が倒れる事案が発生した。所信表明にも触れているが、大きな災害はなく安堵しておりますが、これに慢心することなく備えは万全を期してまいりますとあり、冒頭で述べたように、局地的な集中豪雨が長時間続くような異常気象を想定しなければなりません。適切な対応とはいかにあるべきか、適切な情報提供はどうあるべきか、市民の安全・安心を担保することは行政の責務と言われました。

このことについて、台風11号での被害報告と対応についてお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

それでは、台風11号でございますけれども、この台風は四国、関西地方を縦断し、台風の接近前から非常に広い範囲で大雨となり、三重県では特別警報が発令をされたという状況でございます。

市内でございますけれども、雨のほうは2日間で100ミリ程度降っておりまして、特に浸水等の被害は報告されておられませんけれども、最大の瞬間風速が26.7メートルということで、暴風警報は出ていなかったと思っておりますけれども、こうした風の影響で街路樹や添え木が倒れたり、堤防の桜が折れて倒れるといった報告が幾つかありました。都市整備部のほうで、最終的には32本ほど対応したということで報告を受けております。この街路樹については、倒れた木が道路の通行に支障があるということで、消防署さんとか、市内の土木業者の皆さん、また造園業者の方の御協力を得て一部は撤去させていただいたという状況でございます。

また、揖斐川のほうでございますけれども、本巢市で大雨が降っておるということで揖斐川の水位が急に上昇してきまして、安八境のJRの堤防道路が冠水する状況が予想されました。ということで、こちら業者さんの力をお借りしがてら、一時的でございますけれども、道路を封鎖したということでございました。特に交通の混乱はなかったわけですが、幾つか反省する点がありましたので、それについての対応を各課でまた実施しているところでございます。

今回の台風では大きな被害はございませんでしたけれども、今現在、各地で時間雨量100ミリ程度という大雨がいつ降ってもおかしくないという状況でございますので、万全を期して今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） ことしの台風11号の被害の中でも、桜が倒れている、これは堤防に植えられた桜のことだと思いますが、また反省する点が幾つかあったということではありますが、先ほどの副市長の言葉の中にも、反省なくして発展なし、このことを生かしていただきたいと思っております。

堤防に植樹した桜が倒木しているとの報告でありました。市民よりも苦情がありますが、増水時に強風により桜の倒木が発生したら危険が想定されるが、堤防の強化、樹木の固定などの対策が必要ではないのか。これまでにあった被害や、想定外ではなく想定できることだと思いますので、その対応をいかに行うのかお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 私のほうから、先ほど御質問のありました堤防の樹木の対策についてお答えします。

先ほどの議員御指摘のとおり、堤防に植えられた桜は堤防の弱体化を招くため、治水上多くの弊害があります。具体的には、木の根が堤防内部に水をしみ込みやすくさせ、堤防の強度低下につながる場合があります。また、風で木が倒された場合には、木の部分の堤防が壊れる危険性もあります。また、倒れた木が下流に流され、堤防や橋に衝突して橋などを壊すおそれもあります。そのため、堤防に植樹が許可されます位置は、樹木の主根が成木時においても堤防に与える影響が少ない範囲に限られております。

瑞穂市内で堤防に生育している桜などの樹木は、市が河川管理者の許可を得て、ボランティア等をお願いして植樹した桜と、過去に誰が植樹したのか不明である樹木などの2種類に大別されます。

初めに、ボランティアなどをお願いして植樹した桜について御説明します。

瑞穂市では、平成20年度より水と緑の回廊づくり事業として、市内を流れる1級河川を中心に、市の木である桜を4年間で約1,300本を市民ボランティアの協力を得て植樹をしました。植樹の多くはソメイヨシノで、樹高が2.5メートルから3メートル、幹周が約20センチ、生育を補助するために、二脚鳥居支柱で固定をしました。また、植樹をした場所は、桜が堤防に及ぼす影響が少ない位置に植樹をしております。

毎年、出水期前の5月ごろとことし8月の台風11号のような異常降雨の際には、河川パトロールにより桜の木を含めた堤防の安全を確認しております。なお、これまでに風雨や生育不良

等により約50本が倒木し、その処理をしております。

次に、過去に誰が植樹したのか不明である樹木について御説明をします。

特に堤防に影響を及ぼす位置に生育している樹木につきましては、樹木の生育状況をよく確認し、風雨等により倒木のおそれがある場合は伐採するなどの対応をしております。なお、こちらでも過去3年間で風雨等の影響により倒木したのは、二、三本程度であります。

以上、御説明しましたとおり、樹木の原因にかかわらず、堤防に生育している樹木につきましては、治水上の支障がないよう適切に管理し、良好な景観形成等の環境機能の確保に努めてまいります。

さらに、近年異常気象による集中豪雨が発生している中、市民の安全・安心を確保するにおきましても、堤防の弱体化を防ぐことは重要であると考えておりますので、堤防の管理者である県と連携し、限られた予算の中で適切な管理に努めてまいりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） これまで4年で1,300本の植樹とありましたが、また5月、8月に河川パトロールを実施しと言われておりますが、本年も実施された割には倒木がされていることの報告があった。このことについては市民の不安がある、またさらに適切な対応をお願いしたいと思えます。

また、さらに広島市の土砂災害は真夜中であり、連絡方法が厳しい状態であった。そのことから高齢者などへの連絡方法、瑞穂市でも緊急連絡方法は新しく手段がふえたと昨日の若井議員の答弁にもありました。また、その中の答弁と同じようであれば、簡潔にお答えをお願いしたいところでございます。瑞穂市でも緊急連絡の手段が新しくふえ、さらに携帯・スマートフォンを使用されない高齢者へはどのような対応をするのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 昨日の若井議員のほうから今の手段ということで、私のほうからこの10月から瑞穂の防災メールの運用をしますよと。要は、防災無線のほうで放送した内容を皆さんの携帯電話のほうへ連絡をするという方法でございますけれども、QRコードがついてますので、これを読んでいただいて登録をしていただきますと、防災無線の内容が皆さんのお手元の携帯電話へ行くというシステムでございますので、ぜひ登録をしていただきたいということのできるようお願いしたところでございます。

なお、今御質問の、今度は携帯電話を持っていない人はどうするんだということでございますけれども、今現在は聞きづらい方には防災ラジオということで、1,500円でございますけれどもお願いをしております。ただ、これも出力が非常にワット数が少ないということで、これ

以上は大きくできませんので聞きづらいという話がありました。ですので、本当の対応策というのは、お年寄りに対しては、できることならば今は多くの方が携帯電話を持ってみえるかと思しますので、ぜひ登録をしていただきたいと思いますし、もし持ってみえなくてもこの登録はどこにおっても登録していただければ行きますので、息子さんや娘さんが登録されて、おじいちゃん、おばあちゃんに今瑞穂市でこうなっているけど大丈夫かねというような連絡をしたりとか、また息子さんや娘さんが前もって、特に台風等であれば私のところにおりなさいと、そんな温かい会話ができるといいかなあというのが一つでございますし、地域で自主防災組織を今つくっておられると思います。それで、私どもは各班ごとにとにかく地域の皆さんが安全・安心であるかを確認し、またお互いに助け合うということで、各班の中で自主防災組織が完結できるようにということで防災組織をつくっていただくようお願いしておりますし、訓練も安否確認をしっかりとっていただき、万が一の場合には助け合ってくださいよということでお願いしておるところでございます。昔からありますけれども、向こう三軒両隣の精神をいま一度見直していただいて、自主防災組織のあり方をもう一度見直していただいて、お互いに助け合うということでの基本に振り返っていただきたいと思いますし、思っております。

また、昨年度、災害対策基本法が改正されておまして、今まで要援護者と言っておりましたが、今度は範囲が広くなりまして、避難行動要支援者名簿ということでございます。これにつきましては、今防災計画を一部見直ししておりますので、この見直しが終わった際には高齢者のみならず、いろんな方に対してまた通知を申し上げたいと思います。そして、またその名簿について了解が得られれば、また自治会長さんや民生委員さん等にお配りをしたいと思っておりますし、了解が得られない部分については市のほうで持っております、万が一の場合にはまたその名簿を使わせていただくという制度に変わろうかとしておりますので、今その事務を進めておりますので、また御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） お互い助け合うことは本当に大切だと思います。地域の力も必要だと思っておりますので、より適切な情報提供をお願いいたしますことと、防災計画がただの計画書だけにならず、動けるような計画づくりもお願いをしたいと思います。

次の質問は、公共下水道事業に関連して新しい動きについてです。

建通新聞9月4日に、見出しに都計決定、15年度早期目指す、瑞穂市は公共下水道事業を進めるために、瑞穂市公共下水道全体計画を策定しとある。さらに、パブリックコメントや公聴会という具体的なことも書かれている。さらに所信表明の公共下水道事業に関連して新しい動きがありましたので、御報告させていただきますとありました。

そこで、さらに最も効率的で機能的な事業展開だと意を強くしているところでもありますので、

議員各位の御理解、御支援をお願い申し上げますとありますが、今議員のほうには説明が余りなされていないのではないかと感じております。

牛牧排水機場や牛牧閘門については、議会報告会においても質問があり、保存を希望しているとのことでした。この治水事業の新たな展開などについても、どのような方針があり、どのような事業展開があるのかお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 私のほうから、先ほど御質問のありました治水事業の方針と事業展開についてお答えいたします。

現在、国土交通省木曾川上流河川事務所におきまして、犀川遊水地事業の一環として、五六川の牛牧閘門より下流部についての五六川の河川改修計画の検討が進められております。

これまでに国から聞いておりますのは、五六川下流部の河川線形が大幅に変更となること、さらにこれに伴いまして、つけかえが必要となります1級河川起証田川や牛牧排水機場のおおむねの位置を国のほうから聞いております。

今後につきましては、事業実施に向け、詳細な設計や工事に必要な現地調査を実施していく予定であると国のほうからは聞いております。

また、次に牛牧排水機場につきましてお答えします。

この牛牧排水機場は、昭和32年に県が湛水防除事業で整備し、瑞穂市が維持管理をしております。現在設置されているポンプは、1.5トン毎秒が2台で合計能力3トン毎秒となっております。牛牧排水機場は、五六川の河川改修により支障になりますので、事業者である国に機能補償として現在のポンプ能力3トン毎秒とその建物の整備をしていただく予定となっております。

現在のポンプ能力は、農地を対象に算出されております。しかし、対象となります地域は将来におきましても市街化が見込まれることなどから、瑞穂市で土地利用計画と整合した家屋浸水を防ぐ、いわゆる内水排除を目的としたポンプ能力の調査・検討をしているところでございます。

最後に、牛牧閘門についてお答えします。

牛牧閘門の機能であります犀川から五六川への逆流防止機能につきましては、国が五六川最下流部に代替施設を整備する予定であると国から伺っております。県が管理する現在の牛牧閘門を含めた五六川上流部の改修につきましては、国が整備する犀川遊水地計画と整合した改修を行っていく予定であると県のほうから聞いております。

なお、既存の牛牧閘門は歴史的な価値もありますので、国の遊水事業と整合を図りながら何らかの形で残すよう検討していると県のほうから聞いております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 牛牧排水機場のことについて答弁をいただきました。

私の冒頭の中においても、内水氾濫という言葉を言わせていただきました。排水能力が間に合わないほど豪雨によるものです。このような自然災害もしっかりと想定し、総合計画のということではありますが、その内水氾濫についての対応能力はどのようなものであるのか、お願いをいたします。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） 内水排除を目的としますポンプ能力につきましては、今現在、市のほうで調査・検討をしているところでございます。

今、確実に言えることとしましては、国のほうで現在設置されております3トン毎秒というものは、機能補償としてつけてもらえます。それで、市のほうで調査・検討しまして、それ以上となった場合については、市のほうでその対応を検討していきたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） ぜひとも市民の不安のないよう、やっぱり今の自然災害にも対応できるようなことをお願いしたいと思います。

さらに、河川改修等の事業に伴って、下水処理場の進捗状況はいかがなのか。

今回9月広報では、公共下水道事業の下水処理場、河川改修などのイメージ図が掲載されていますが、これら地元で理解が得られているのか、またなぜこの時期であったのかお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 国・県の治水事業もさることながら、下水道事業について進捗状況というところで少し答弁をさせていただきます。

議員御承知のとおり、今回9月号の広報では、公共下水道瑞穂処理区の全体計画と、計画しています下水処理場の候補地並びにその整備イメージを特集号として紹介させていただきました。

先ほど調整監から答弁がありましたように、国による五六川改修並びに牛牧排水機場の改築の計画が具体化されてきており、市が計画しています下水処理場の位置と隣接することからも、今回のイメージ図では国の計画も伺った上で河川改修等の計画案も含めて作成をしております。地権者の方、地元自治会の方を初め、広く市民の皆様により理解をしていただきたいと思います。

下水処理場候補地の地権者、地元自治会への私どもの対応状況を少しお話しさせていただきます。

ますと、6月、8月には地権者説明会を開催して、下水処理場の計画内容を御説明申し上げ、欠席の方につきましては、戸別訪問により説明をさせていただいております。あわせて、国の河川改修等の計画につきましても、口頭ではございますが、今回の広報に掲載させていただきましたイメージ図によりその概略を説明させていただきました。

同様に、8月中旬には地元自治会員の方にも地権者と同様の説明をさせていただきたいと考えまして、地権者説明会と同様の資料を各戸にお配りしたり、その後戸別訪問によりお会いいただけました方については、その資料の内容を説明させていただき、御意見・御質問を伺ったところでございます。

地元でのお話を聞く中では、一般的に下水処理場に起因して発生すると思われていますさまざまな不利益となる事項が地元の中で話が先行したことがわかりましたので、懸念されるようなことにつきまして、市の計画や考え方を説明させていただきました。また、地元の方々が最も心配されています牛牧排水機場の改築につきましても、国による河川改修の計画の状況を説明させていただきました。

私どもとしましては、当初、地権者、地元の自治会の総意が下水処理場計画について反対と受けとめておったわけなんですけど、実際に個別にお会いしてお話を聞きしてみると、強く反対されている方もお見えになりますが、当初地元で聞いていた内容によってそんなに不利益がこうむるのであれば反対だと言っておられましたが、実際に市の計画を聞いてみると、聞いていた内容とは大きく違っていることなどを理由に、地権者の一部の方には御理解をいただける方もございました。

自治会員の中では自治会総意として反対である以上、なかなか賛成と言っていた方には残念ながら今回ありませんでしたが、市の作成した資料等をもとに、今後とも少しでも市の計画が伝わるようにと努力させていただきたいと思っております。

今回計画しています市の下水処理場計画と、そこに隣接して行われます予定の国の河川改修事業は、事業地が当然重ならないこと、それから用地の買収単価に事業が違うことによって大きく相違しないこと、また建設に当たってはお互いの工事を干渉しないこと等、密接にかかわり合うことが数多くございますので、スムーズな事業の進捗を図り、かつ経済的に行うためにも同時期に進めることが重要であると考えております。

約2年半にわたり市の公共下水道事業が思うように進展していませんでしたが、今回戸別訪問によりまして、本来はもう市の説明を聞くべきではないかというような声もお聞きしました。そのような状況と国の事業の進捗状況を総合的に判断させていただきまして、今回このような地元の方々だけではなく、広く市民の皆さんにその計画を知っていただけますよう、今回の広報の掲載とさせていただきまして、議員各位には御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。私の答弁とさせていただきます。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五郎君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 今の答弁の中で不利益なことが先行していた、聞いていた内容と違っているなど、2年半もこの進捗がとまっていたことが非常に残念であるなというふうに感じさせていただきました。さらに、市民の方にも本当に理解をいただき、また推進できるよう地元への丁寧な説明をお願いして、今後の瑞穂市の発展をお願いをしたいと思っております。

本日のテーマは、子供たちや孫に大きな負担をさせないためにでありました。そこで、計画の確認、安全で快適なまちづくりへの確認であり、今何を考え、何を取り組んでいかなければならないのか、立ちどまってでもよりニーズに合った検討をしなければならぬときではないでしょうか。将来の瑞穂市のためにお願いをいたしたいと思っております。

これをもちまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（若園五郎君） 4 番 庄田昭人君の質問を終わります。

6 番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

○6 番（棚橋敏明君） おはようございます。

議席番号6番 棚橋敏明でございます。傍聴の皆様、朝早くから御苦労さまでございます。ありがとうございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、棚橋敏明、これより質問をさせていただきます。

今回の9月議会の大変重要な内容としまして、平成25年度の決算の認定という作業がございます。その決算の認定に先立ちまして、代表監査委員井上和子さん、監査委員広瀬武雄さん、この2名の方々より審査意見書が出されました。監査の意見書は、真正面より少子・高齢化を捉えて、少子・高齢化が目の前に来ました。しっかり現実を見据えて少子・高齢化に対応してくださいと監査報告されました。

瑞穂市人口が5万3,000人となりました。年齢別内訳としましては、年少人口（15歳未満）の方が17%、高齢人口、年齢で言いますと65歳以上の方々が19%となりました、朝日大学があるにもかかわらず、少子・高齢化が進行していると思われまます。今後財政も大変厳しくなり、市民への住民サービスの内容も大きく変更せざるを得ないと思います。また、そのような時期が到来すると思われまます。

それで、今後の少子・高齢化に対する施策について質問させていただきたいと思います。

それでは、これよりは質問席に移らせていただきます。どうも皆さんありがとうございました。

まず、1番として、少子・高齢化に伴いまして税収の変化、市民税、それから固定資産税、

そういった税収の変化、特にこれから働き手の方々が退職なされ、なかなか税収も難しくなるんじゃないかなと私なりに考えるんですが、これを専門家の執行部の皆様はどのようにお考えなのか、これについてお答えください。お願いいたします。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 棚橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、住民税についてですが、その中で個人市民税についてお答えいたします。

平成15年度の合併時で、合計決算額が23億3,491万円に対しまして、この平成25年度決算額では30億9,981万円となっております。約7億6,000万円の増となっております。この間、個人市民税につきましては、御承知のように、リーマンショックによる景気低迷の影響もあったものの、平成19年度の地方分権を進めるための税源移譲や地方税法等の改正等などにより、納税義務者の増加により税収は増加の傾向を示しております。

なお、今後につきましては、国立社会保障人口問題研究所のデータによりますと、生産年齢が15歳から64歳でございますが、2015年の3万4,306人から2025年には3万4,428人と若干の増加の推計となっており、今後10年間につきましては、景気の動向にもよりますけど、税収も若干増加傾向にあると推測しております。

また、法人市民税につきましては、同じくリーマンショック後の近年は約4億円で推移しておりますが、本議会でも提出させていただいております地方税法等の改正による法人市民税の税率の改正に伴い下がるわけですが、この税率により決算の影響は平成27年度10月となりますが、27年度で2,500万円ほどの減、また28年度では6,000万円ほどの減と見込んでおります。

なお、この改正によりまして創設されます地方法人税による減収分は地方交付税化されますので、その減収分相当額の一部といいますか、相当部分がまた交付税に配分されると推測しております。また、将来は、国・地方を合わせた法人税率を国際基準に合わせた20%台への改正が国では検討されておりますので、その税率を基準とする法人市民税は、景気とか事業内容に左右されるものの、しばらくの間は減少するものと推測しております。

続いて、固定資産税についてでございます。

固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産の3種類がありまして、平成15年度の合併時の合計決算額は30億5,535万円が、平成25年度には30億6,721万円となっております。家屋につきましては、平成27年度は3年に一度の評価がえにより評価額を算定し直すために、既存家屋の評価額は減少しますが、人口増加もあり、宅地化が進み、新築される家屋も近年350戸を超え、固定資産税の納税義務者も約200人が増加しております。さきにも述べましたように、生産年齢者の増加も多少ありますので、いましばらくは宅地化が進むと推測しております。

また、土地につきましては、宅地化の状況により異なりますが、分譲住宅の宅地部分につきましては、分譲化が進めば多少下がるということになっております。また、土地価格の下げど

まきも見られておりますが、全体では若干ですが下落傾向が続いている状況であります。また、土地の評価額についても修正を行っているのですが、若干減少傾向があると推測しております。

固定の最後の償却資産についてでございますが、地方における経済見通しが不透明な状況でありますから、新規の設備投資が見込まれない状況と予想しておりますが、住民税の関係でも述べさせていただきましたように、法人税の減税がされた場合には、その資本が資産投資に向く場合もございますので、景気を見守っている状況でございます。

総括しますと、固定資産税全体としましては、しばらくの間は横ばいと見込んでおります。

続きまして、軽自動車についてでございますが、過去9年間の平均で年間433台増加しております。平成25年度には、軽自動車が531台増加しております。よって、税率改正の影響による変動もありますけど、今後は台数も増加傾向と推察しております。

本議会でも提出させていただいております税制改正等の内容でございますが、軽自動車税の改正に伴う税収については、三輪以上の軽自動車の適用の据置期間もありますが、27年度から原動付自転車及び二輪車が適用されまして、また平成28年度からは27年度以降に新たに登録された三輪以上の軽自動車、また13年を経過した軽自動車に新税率が適用されますので、増加が続くと考えております。平成28年度では約800万円ほどふえるものと考え、現在9,159万4,000円である決算額が1億円程度に上昇するものと推察しております。

続いて最後になりましたが、市たばこ税でございます。

市たばこ税については、申告本数の減少が続いていますが、税収については平成22年10月の増税に伴いまして、平成23年度では3億円を超え、また25年の4月からは税制改正、県から市への一部税源移譲ということがありまして、25年度で3億4,000万ということで4,000万の増となりました。

今後につきましては、喫煙者は平成25年度前年比でマイナスの1.2%、全体の19.7%と過去最低を記録しておりますが、引き続き減少すると見込んでおります。税収もこれによる減少が続くと推察しています。ただし、今回のカーマの進出のように、たばこ税の小売店登録をされた場合はその販売分が瑞穂市に還元され、その分は増収されるというふうに見込んでおります。

以上で答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 今の部長の説明からいきますと、少子・高齢化によって税収の変化は余りないんじゃないかと、何とか横ばいでいけるんじゃないかなろうかなという回答をいただいたと思います。

特に、生産年齢者はむしろ増加していると。それと同時に消費税の交付されてくる部分が来るからということの説明がございましたが、ただし少子・高齢化によって福祉にこれからまだ

どんどんお金が要ってくると思うんです。ですから、今の税金の税の入りの部分だけだったら、確かに今の説明で、私はああ横ばいで大丈夫だなと思うんですが、ただし福祉でこれからお金が要ってくるということになりましたら、生産年齢者の増加、そして消費税の交付、戻りです。これを期待しているだけでなしに、我々瑞穂市としてやはり財源の確保、また開発、例えば企業誘致、病院の誘致、学園の誘致、店舗の誘致、また市民就労の確保など、やはり財源の開発、また確保、これが大事かなと思いますが、いかがなものでしょうか。どなたかお答えくださいませ。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 棚橋議員の少子・高齢化の点からの財源についての御質問にお答えをいたします。

財源については、棚橋議員、あるいはほかの議員の皆様方から何度となく御質問をいただいております。これからの財源の確保が課題になりますが、自主財源である地方税の充実・確保という点では、先ほど市民部長より税収が安定的な体系を構築すべきであるという答弁がございました。特に地方法人課税のあり方については、今議会においても、議案第48号において法人住民税の税率を引き下げ、地方法人税を創設し、再配分するという仕組みになりますが、抜本的な改革になることを願っています。

当市の自主財源の比率は約56%で、残りの44%は依存財源によって賄っています。

自主財源の確保は、市の財政基盤の根幹をなす重要な問題であり、依存財源の比率が高くなるということは国の地方配分の予算に頼った行政運営となり、地域の安定的な行政サービスを維持することが困難な状況に陥る可能性を高めていきます。

自主財源比率を高め、足腰の強い財政基盤をつくることが求められるわけですが、そのための施策としまして、議員御指摘のように、市内に企業などを誘致し、住民法人税を初めとする自主財源を確保し、さらにその企業で雇用も見込まれるということによる2次的効果も期待されるということで、将来に向け積極的に進めていくべきであると考えています。

企業誘致に関しては、当市が他の市に比べ魅力的なまちであるかという点がポイントとなると想定しています。よって、都市計画における土地利用の点からも土地の有効的活用など課題もごございますが、さまざまな側面も視野に入れながら持続可能な都市計画を念頭に置き、市にとって必要な施策は積極的に進めるべきであると考えています。瑞穂市が自主的に持続可能な地域として活力を維持していくためには、将来の税収にもつながる富を生み出していくための予算に配慮することも必要であると考えています。

今後、人口推計が東京一極集中する極点社会に対する少子化対策には危機感を持って強く臨まなければならないと考えていますし、これから国で進めるであろうとされる地方創生では、知恵を出さない自治体の消滅は免れないという点から、国からの発想ではなく、自治体自身が

発信するということが重要であるという議論がなされています。国の主導で合併推進された政策で、合併特例債や地方交付税の特例で財源を約束され、新しいまちづくりとして拡充施策がなされてきましたが、これからは縮充施策のほうへ展開の時期にあるのではないかと考えられています。

瑞穂市は、コンパクトシティーとしての政策は十分に効果的でありますから、将来の富となるような議員御質問の計画的な企業誘致や病院誘致、そして学園誘致、市街地には店舗誘致などを積極的に計画を行い、また職員には政策立案能力をさらに高め、ホームページや広報カレンダーのように、小さな優良広告事業から民間の活力を導入し、大きな事業へと展開し、いつまでも活力あるまちにしていかなければならないと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

[6 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 今、民間の力ということを伺ったんですが、ちょっとこれ余談ではございますが、せんだってある介護施設が新しくある集落にできまして、その集落の皆さんが介護施設にお手伝いに行こうやないかと、せっかく我がまちへ来てもらったんだからひとつお手伝いをしようということで、それじゃあ若い人が集まってみんなでその介護施設の掃除とか、お花見のときに車椅子を押してあげるとか、そういったお手伝いに行こうじゃないかということになったわけなんですね。

ところが、若い人集まってくださいということで、その介護施設の前にみんな集結したわけなんです。ところが、集まった人の平均年齢を見ましたら70歳以上なんですね。それが今の本当の高齢化の実情だと私は思うんです。そういった介護施設を支えよう、またせっかく来ていただいた介護施設に何とか協力しようと思っても、70歳以上の人しか来られないという状態になってしまっているんですね。

そこでちょっと御質問なんですが、こういった各種住民サービスを執行部としてどのようにお考えなのか。例えば民生委員さん等の配置、それから民生委員さんに配っていただいています命のバトン、それからせんだって総務部長のほうからもちょっと説明していただきました医療情報ICカード、要するにメディカカード、こういったさまざまな住民サービス、これ以外にもいろいろあると思いますが、こういったものに対しまして、高齢化の方々にどのような施策を施してあげられるのか、こういった部分で何かございましたら御説明をお願いいたします。どうかよろしく申し上げます。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今事例を挙げていただきまして、高齢化に伴うサービスということでございました。

よく老老介護と言われるように、若者が社会参加しない時代ということを反映した結果でないかなというふうにお聞きしておったわけでございますけれども、ただ瑞穂市のちょっと状況だけ御確認をさせていただきたいんですけれども、大きなタイトルで少子・高齢化ということになっておるわけでございますけれども、瑞穂市の現状としましては、現実的には少子・高齢化というには直面はしていない状況なんですよね。高齢化はしています。ただ、少子化に関していえば、少子化非常事態宣言というのは全国知事会でも7月15日にされたんですが、この背景には先ほど庄田議員の御質問にもお答えをさせていただきましたように、日本創生会議というところが、平成26年、ことしの5月8日に20歳から39歳の若年女性を人口再生産力と位置づけまして、将来のいわゆる出産する女性がどのように変化するかというので試算した結果があるんです。それを新聞で大きく報道されて、多くの自治体が消滅するというので報道されました。これを受けまして、岐阜県では人口問題研究会というのを立ち上げまして、いわゆる日本創生会議の報告の検証を行っております。

その検証によりますと、岐阜県は減少が大きいほうから数えて約31位で、減少率が40.5%という結果になっております。そして、岐阜県全体の中では、自治体として減少するであろう自治体が17ぐらいあるというような、自治体名はちょっと公表を差し控させていただきますけれども、あるというふうに試算はされております。

そんな中であって、瑞穂市については先ほども申しましたように、まだ人口がふえるのではないかと。というのは、今の若い世代の女性の方がこちらに住んでおられるということで、人口の減少は避けられる。だから、少子化という面については何とか今の状況が維持できるという判断が出ておるわけでございますけれども、一方では高齢化が進んでいるのは事実でありまして、先ほど来おっしゃられたような若い力もいますので、若い人を引っ張ってきて、ボランティアに参加するような仕組みをつくらなければいけないなという考えは持つておるところでございます。それが市民協働のまちづくりの理念につながっていくんだろうと思いますが、動けるお年寄りがお年寄りをカバーするというのは全国な傾向にあります。というのは、若い人の中にでもボランティアに参加することに対して抵抗感はなく、何かあれば参加したいという人もありますけれども、その集約がうまくできていないので若い人が入ってこられないという状況があるみたいなんですけれども、そういった中でもいろんな地域の活動をするときには若い人たちも参加をしていただけますので、何かそういう仕組みを行政としてやっぱりつくらなきゃいけないなと。それは市民の意見も聞きながら、総合計画の中でも朝日大学の学生を参加させてくださいという意見もあります。まちづくり基本条例の推進委員会の中でも、学生枠というのをつくっていただいて、学生が参加できるようにというお話もいただいておりますし、現に朝日大学のほうでボランティアに参加させてくださいと。ボランティアに参加することによって、4時間働くことによって1単位もらえるという仕組みも何かあるそうですね。そうい

った形もありますので、若者の力をうまく吸い上げる仕組みづくりが必要ではないかなというふうに思います。

そういった中で高齢化に対する新しいニーズを創出しながら、そしてそれに対応する仕組みを構築するということが行政の施策としては必要だろうというふうに考えるところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 市のほうとしては、何か余りぱっとした施策はお持ちじゃないなあというふうで、いささかがっかりいたしました。

というのも、高齢化が進んでいることは絶対事実ですし、少子化がそんな進んでいるものとは私は思っておりません。ただし、高齢化に関しましては非常に進んでおりますし、せんだっての敬老会の時点での全国的なデータでも、100歳以上を超えた方が5万8,820人、50年前には158名でした。もちろん戦争のこともございます。だけれども、100歳以上の方が372倍になっているんです、この50年でですね。やはり高齢化というのは歴然たる事実です。

せんだって、ほとんどの方々が敬老会のどこかにはお顔を出されたと思いますが、非常におしゃれなお年寄りですからお年には見えません、本当のことを言って。だけれども、年齢をお聞きすれば明らかに高齢化しております。ですから、その方々にしっかりとした住民サービス、やはりこれを行うべきだと私は思いますし、まずあの方々の安全のため、例えば今の命のバトンをもっともっと進めて、安全にあの方々が遠慮せずにはぱっと救急車に乗れるようなシステムを考えてあげる、やっぱりそういったことは私はこの高齢化社会では当たり前のことだと思います。

続きまして、救急車の話も出させていただきましたが、高齢者に対応した道路の整備ということで、次の質問を移らせていただきます。

本格的な超高齢化社会を迎えますと、高齢者が自動車に依存することなく、歩いて、また自転車で暮らせるまちづくりが課題になると考えられます。今後、高齢者向けにつくられた1人乗りの車両、よく走っていますよね。車椅子とも言えないんですけど、電動式のシニアカーというんですかね、あれに乗っておられる方をよく見かけます。横で見ていると本当に怖いなあと思うぐらいにちょっと不安定かなとは思いますが、このシニアカーが普及されることがもっともっと考えられてくると私は思います。そのためには、歩道の十分な幅員の確保、そして段差の解消、傾斜、勾配の改善が必要になると思います。

特に、吉村内科さんとかがございしますが、北方多度線の範囲におきましては、特にやはり医院さん、クリニックさんがたくさんございます。そういった県道北方多度線における歩道幅が1メートル程度しかないとは私は思っております。一部広いところも、朝日大学の辺なんかは

広くなっておりますが、中原交差点より北は全て細かったように認識しております。

こういったところを道路管理者であります県のほうとしてどのように考えておられるのか、きょうは調整監がお越しですのでお尋ねしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） それでは、御質問のありました県道北方多度線のことについてお答えします。

県道北方多度線のことにつきまして、道路管理者であります県に聞きました。そうしましたら、回答としましては、県道北方多度線は都市計画道路でもあると。都市計画道路の名前は馬場祖父江線という名前で、国道21号の交差点から北側につきましては、道路幅16メートルで車線数が4というふうに都市計画決定がされております。現状、今見ますと、現地もそのとおり総幅16メートルで4車線あります。

それで、道路管理者の考え方としましては、地域のまちづくりに合致した整備が既に終わっているという認識でした。さりとて拡幅ということもありますので、高齢者に対応した歩道を整備するには、今都市計画決定がされていますので、その計画を必要となる幅に変更をするなどの地域の合意形成が必要であるというようなことを言われました。

また、今度拡幅じゃなくて、今の歩道幅、1メートルほどでございますが、その範囲の中で何とか高齢者に対応できる歩道ができないかということにつきましては、やはり1メートルという狭い範囲になっておりますので、車道と民地の乗り入れ口の傾斜などの改善なんかもちょっと無理であるということでした。

ちょっとくどくなりますけど、県の意見を踏まえますと、北方多度線といいますのは県道であるとともに都市計画道路でもありますので、歩道を拡幅していくには、市として北方多度線をどのような計画にするのかという意思決定が先決になると思っております。答弁は以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 確かに調整監のおっしゃられることはもともとだと思います。ただ、私本当に一つ皆様方に認識していただきたいのは、病院とか医院さんですね、クリニックさん、以前は例えば内科さんなら内科さんだけのお仕事だったと思います。でも、今それぞれの医院さんのところに介護の施設をつくられたりとか、リハビリセンターをつくられたりしているわけですね。ですから、通院される方々が非常に多くなってきているわけです。ただ内科のことだけとか、外科のことだけで病院に行かれるんじゃないに、そこに併設されている介護の施設、そしてリハビリの施設、特に今御老人というのは、こんなことを申し上げたら非常に失礼かもしれませんが、例えば1週間入院していたら、本当に体全体が動かなくなってしまうんですね。それぐらい機能が退化するわけなんです。ですから、余計、今各病院さんにおかれましてもし

ハビリということに物すごい力を入れておられまして、例えば心筋梗塞でも峠を越えたらすぐにリハビリを始められます。それと同時にできる限り早く退院していただいて、動く回数を多くしてもらおうというのが、大体そういったシステムになってきております。

ということは、やはり病院へ通われる回数が非常に増してくる。それと同時に危険が増すということになってくると思いますので、確かに今の調整監の御説明は当然だと思いますが、私の希望、またこれからの瑞穂市のためには、少しでも、部分的でも結構ですので、やはりそういったリスクの高いところの歩道の拡幅はできないかなあと私は思ったりするんですが、どうか調整監、そういったことの本当の声の橋渡しとして、県のほうとまたかけ合っていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

続きまして、余り調整監にお尋ねしても申しわけないと思いますので、次、市のことといたしまして、同じく高齢者の方に対して、やはり高齢者の方々、書類一つとりに来るにも、例えばこの本庁舎へ来なきゃいけない、また巢南の庁舎へ行かなきゃいけない、こういったことに関しまして、やはりもう少し考えていただきまして、例えば一番必要な住民票、そしてそういう類いの基本的な書類を、もう既にこれは愛知県、そして滋賀県ではかなりできている市町村があると承っております。この瑞穂市において住民票のコンビニでの発行、こういったことができなにかどうか。それからあと1つ、せんだっての戸籍情報本人通知制度のように、高齢者を詐欺、こういった悪徳商法から守る方策と、高齢者対応の新しい施策を何かお考えでしたらここで御報告いただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 棚橋議員の高齢者対応書類発行の御質問にお答えいたします。

住民票等のコンビニ交付サービスにつきましては、現在岐阜県内では、議員御承知のように、大垣市が平成25年10月1日から導入済みであります。今後につきましては、社会保障番号制度の導入後に速やかに導入する目標を持って進めている市町村も近隣市町にはあり、瑞穂市においても、平成29年以降に導入できるように検討しているところであります。

現在のコンビニ交付サービスを実施している市町村においては、セキュリティー対策としましては次の事項を徹底しております。

1つ目が個人情報徹底的に守りますということですが、自分で支払いや受領全てをコンビニエンスストアのマルチコピー機で行うため、他人の目には触れません。また、マルチコピー機で証明書を発行した後にはデータは消去されます。また、音声やアラームでお知らせし、住基カードや証明書のとり忘れを防止します。また、専用の通信ネットワークを利用して、個人情報漏えいを防止しています。証明書の表面、裏面には高度な偽造改ざん防止対策をしています。例えばコピーすると、複写という牽制文字を浮かび上げる。以上のようなセキュリテ

イー対策を行っているのが現状であります。

今後につきましては、社会保障番号制度の付番通知が平成27年10月から皆様方に通知され、それがスタートし、28年1月には個人番号カードの申請及び交付が開始される予定でございます。この個人番号カードは、公的個人認証サービス利用型といたしまして、個人番号のカード利用時に、暗証番号とさらにパスワードを入力すると本人であると認識できるものです。この暗証番号及びパスワードは特定の個人のみ所有していることから、電子文書の認証と安全性の保障を実現しております。

このように、社会保障番号制度はいろんな角度で安全面を考えておるわけですが、もう1つマイポータルの利用によりまして、自分の情報を確認することができます。ネットワークを利用して自己に関する情報連携の記録の確認などもすることができますので、いろんな悪徳商法といいますか、詐欺とか、いろんな形でそういったことを防止する方策を考えているのが現状でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） ちょっと確認の意味も込めてもう一度伺いますが、その住民票コンビニ発行はいつからだということと、それから今のマイポータルはいつから実施されるのか、この2点、もう一度年月を教えてくださいとありがたいです。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 今御説明させていただきましたように、マイナンバーの、いわゆる社会保障番号制度というのは28年1月から実際にスタートするわけでございますので、その状況を見ながら導入していくという考えでございます、平成29年以降に導入するというところで検討しているところでございます。

また、マイポータル利用というのは、このマイナンバーがスタートした後にできてくると。あるいは同時にできてくるというような状況かと思えますけど、私どもが導入しないと当然動かないということになろうかと思えます。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 何かやっぱり瑞穂市独自でよしやってみようというような意気込みは全然感じないんですが、やはり国からの御指導、国の動き、そういったことでやっていけばえんやないかなあというような、何か消極的に感じるんですが、これ本当にちょっと瑞穂市全てが何かPRに欠けているというか、外に発信するものがないんですね。例えばこれだけ交通アクセスがいいわけですから、いろんな意味で誇りの持てるまちづくりということで、また活

力のあるまちづくり、言葉では皆さんおっしゃられるんです、執行部の方々もね。でも何にもそんなもんあらへんですね。例えば転入者の優遇助成制度を設けるとか、何かそういったものもないと思いますし、高齢者の方々が安心して住めるんですよとか、そういった発信できるPR効果のあるものとか、そういった施策というのは、企画部長、考えたことはないんですか。ちょっと何か具体的にあつたら、お願いですからこれ瑞穂市のおはこですよという何かをつくってください。どうかよろしく願いいたします。もし今お持ちでしたら発表していただいてもありがたいと思うんですが、また次回の議会でございますかね。

それと、あとちょっとごめんなさいね、もう1つだけ、先ほどの道路の部分で私こんなことをちょっと聞いたんですが、フラットな道路の安心歩行エリア、こういったものをつくれる制度があると私聞いたんですけども、県のほうから助成もあって、例えば病院とか、そういったところの近場につくることは不可能なのかどうなのか。安心歩行エリアというのをちょっと聞いたことがあるんですが、何か補助金がいただけるという話ですね。ちょっとこれ、もし調整監、御存じの部分があつたら教えてください。お願いいたします。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） それでは、安心歩行エリアという事業について少し説明させていただきます。

この事業は、道路の場合、普通は線なんですけれども、これは面的にエリアを設定しまして、総合的な対策、どんな対策をするのかというような事業でございます。

それで、面的にやりますので、市道もあれば県道もあるということで、安心歩行エリアを設定しましたら、市道の管理者でしたら市が、県道は県がそれぞれ補助事業の申請をしますと、大体55%の補助を受けることができます。

ちなみにですけど、県下で大体7市で11カ所ほど指定を受けて事業をやっております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） どうもありがとうございました、調整監。

また、この安心歩行エリア、何かよそへ行くと、ちょうど歩道も道路と同じ高さでつくっておられるケースがよくあるじゃないですか。車が走っておる道路と、縁石だけぽこっと出ていて歩道が全く同じ高さ、フラットな状態ですけど、あれを言っているのはまた違うんですか。非常に素人的なことを伺います。それとこれとは違うんですね、フラット化とは。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） この事業は、例えば先ほどおっしゃったマウンドアップをフラットにするとか、そういうこともできますし、例えば歩行者が多いということで車道を狭くして歩道

を広くするとか、ありとあらゆるといいますか、交通安全に必要なことはできます。それは安心歩行エリアの中で計画を策定すれば、そのとおり事業をやれば補助が受けられます。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） どうも本当に調整監、ありがとうございました。

本当にいい方法があるんだなあと同じでした。また一つ、特にリハビリセンター的な病院さん、医院さんの近辺にこういったものを何か取り入れていただいて、安心してリハビリに行けるような歩道の構築といいますか、そういうことをしていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

続きまして、ちょっとこれは昨日も森議員さんが質問しておられましたので深くは結構なんですけど、高齢者の方々が非常に多くなりまして、せんだっての敬老会のおきも、随分あそこも空き家になった、ここも空き家になったということで、空き家のことが物すごく今話題に出るようになってまいりました。

極端なところに行きますと、集落の大体10%強もあるんじゃないかなというところも敬老会の中で話題になっていたんですが、ですから昨日森議員さんがかなりのところまで質疑なさいましたので、私、その中から1つだけちょっと心配な部分を1つ、2つだけ聞かせてください。

やはり空き家の草の問題ですね。それから樹木の問題、それから畑、高齢者の方々が耕作しなくなった畑が点在しておりまして、こういった場合の管理の問題、それから火災の問題、こういったリスクが当然新たに起こってきているんじゃないかなと思いますが、これについて、ちょっとこの部分だけでも結構ですので、昨日の森議員さんの質疑に対する回答と重複しないところで結構でございますが、御回答ください。お願いいたします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 棚橋議員の御質問にお答えいたします。

昨日、森議員のほうからも空き家に関してはお答えしたとおりでありますけど、その中で、市の協議会の中で空き家のほうの荒廃した草木が伸びている部分は、環境課とタイアップしてどのようにしていくかということは、まだ条例もつくった中での危険なものというような判断のところに入るものでありますので、そこの辺はしていきたいと考えております。

それから畑に関しましては、地目が農地の場合は商工農政課からまず指導に行きます。刈ってくださいとか、迷惑がかかっておりますのでというようなことで行きまして、その後、農地であって耕作ができないというものであるものでしたら、商工農政課、それから農業委員会への貸借のあっせんという形の制度もございますので、その時点で御相談していただければありがたいです。

そして、それまでの貸借の場合、市民農園みたいな形で自分で区画をして貸すというような形もありますが、ただその計画をつくられるまでの間の草のお守り等は、所有権がございますのでその部分は本人でやっていただくという形になりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

[6番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 今の市民農園ということのを伺ったんですが、それは申し込みがいつでもできるような体制とか、そういった部分というのは商工農政課のほうにあるんでしょうか、ちょっとそれをお答えください。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほど申した市民農園のようなというのは、市民農園として今市で持っているのは、市の土地でのものは3カ所ございます。そのような形で区切って、10アールぐらいとか、そのような感じのものという意味で言わせていただいた。そして、土地を借りたいという方のあっせんの情報としての応相談ができるというものでございます。

[6番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 畑バンクまではいかないということですね。畑バンクという表現はおかしいかもしれませんが、そういったあっせんは一応してあげますよということのをこれから考えていくというふうですか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今現在あります。

[6番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 安心しました。もうそういったシステムがあるということで、ちょっと私のほうが知らなかっただけで本当に申しわけありません。

また、そういったことがあるよということのをいろんな高齢者の方々にわかるように、また民生委員の方々にもそういったことを説明いただきますと、民生委員の方々もいろんな御相談を受けておられる方もおられると思いますので、またいい意味でのPRをしていただきたいと思います。

いろんな項目を伺ってきたんですが、ちょっと最後に、本当にやはり市がもうちょっといい意味で、私たちこうやってやっていますよということで、市の執行部の方々がやっているというPRと、やはり子供さんは宝なんですね。どこまで行ってもやっぱり子は宝ですし、それからやはりここ最近いろんな事件が起こっています。例えば体をむしばむドラッグの問題、それ

から子供の連れ去り、それから先ほどの高齢者の方々に対するボランティアの育成、さまざまなことが起こっています。

それで、高齢者の方々はどうだんふえていくと思います。そして、この市においては子供さんはふえていますよというふうでまだ安心なのかもしれませんが、その方々を子は宝としてびしっと育てられるような、以前も私、市の方ともお話ししていたんですけども、他市において子ども青年未来部、要するに生まれた子供さんの親御さんの相談に乗り、そしてこのまちの力になっていただく、そういった人たちを育てる子ども青年未来部というものを創設したらいかかなあと私常日ごろ思ってきたんですが、ちょっとここにつきまして、以前副市長ともいろいろこのことについてお話ししたことがあるんですが、副市長、いかがなものでしょうか。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 子育て支援に関連ですけれども、先ほど来お話ししていますように、瑞穂市に本当に子供さんたちがたくさん見えまして、その対応に苦慮している面があるわけがございます。

そんな中にありまして、いかに子供を健全に育成していくかということ、本当にこれは大きな課題だと思います。まさに私、夏祭りのどこの会場へ行っても本当に子供さんたちがだあつと群れてみえますので、子は宝ですと言ってお話をしてくるんですけども、そういった社会で見守りながら子育てをする面と、それからいわゆるみずほ倶楽部とか、それからあとなかよしクラブみずほとか、そういったNPOなんかと一緒に加わって子育てをしていく。また、あとみずほキッズなんかのNPOも既に出ておりますが、市だけではなく、いわゆる民間にできているNPOとか、そういうところと連携を持ってやっていくのが望ましいんじゃないかなというふうに思うわけですが、いずれにしても、とりあえず行政として今課題になっていますのは、いわゆる待機児童の問題とか、それから放課後児童クラブが3年生から6年生になった、それにどういふふうに対応していくか、それから小学校をどういふふうにふやすかという行政しかできない部分の課題はあるわけですね。それをどのように考えるかということ。そしてそこに市民のかかわりをどのように持っていくかということが大事なことだというふうに思うところでございます。

幸いにしているんな活動もされておまして、そういった面では明るい面もあるというふうに思いまして、総合計画をちょうどつくっている最中でございますので、またそういった御意見も集約しながら、このまちはまだ子供がふえる、財産がふえるという観点からやっていきたいなというふうに思っております。

ちょっと観念的な回答になりまして、具体的な事業で示すわけではございませんけれども、喫緊の課題に直面していることは必ずきょう新聞にもありましたように、まだ待機児童の対応ができないということは本当に大きな課題として考えておりますので、そういった問題をクリ

アしながら考えていきたいということを表明して、答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） どうもありがとうございました。

今、本当に副市長がおっしゃれました、行政しかできないことをやっぱり頑張るべきだという本当にいい言葉をいただいたと思うんです。やはり行政だからこそ総合的にできることが多々あると思いますので、そういった意味から、本当に監査委員の2名の方から提言のございました少子・高齢化が直近に来ているんだけどもという中において、やはり行政しかできないところからまずびしっとやっていきますという明確な答えをいただけたものと思っておりますので、どうか本当に執行部の皆さん、今後もよろしくお願ひしたいと思ひますし、他市に先駆けて、高齢化に対してこんな方法をとったんだよというような施策をこれから望んでおりますし、また施策を運んでいっていただきたいと思ひます。どうか執行部の方々、よろしくお願ひしたいと思ひますので、今の副市長のおっしゃられました行政しかできないという、また行政だからやるんだというふうにとらせていただきまして、その言葉を受けさせていただきます。

きょうは、多岐にわたりまして質問をさせていただきました。どうもありがとうございました。これにて質問のほうを終了させていただきます。

○議長（若園五朗君） 6番 棚橋敏明君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は11時10分から再開します。お願ひします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時11分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

傍聴の皆様、朝からありがとうございます。

私がきょう執行部に通告いたしました全体のテーマは、今後の瑞穂市政のビジョンを問うというもので、3点通告いたしました。ビジョンというのは広辞苑を引きますと、将来展望とございます。ネット検索しますと、もともと経営学の言葉で、到達点を社会に示すこと、明らかにすることというふうの説明があります。

ということで、以下の3点の施策について、これから瑞穂市の将来にどういうふうにしていきたいかという観点でお答えいただきたいと思ひます。

3点と申しますのは、1つ目は子ども議会のあり方について、2つ目は市民団体、社会的活動団体とか公益団体と言われるようなものの位置づけ、支援、育成について、3つ目のテーマは、青年就農支援事業というのが今ございますが、これについて最後に少しお聞きしたいと思います。

1つ目のみ、この場で申し上げたいと思います。

瑞穂市では、毎年子ども議会が開催されております。しかし、マンネリ化は否めず、市議会の実情との乖離も著しく、かけ離れております。子供たちが行政や議会を学ぶ政治教育、市民教育、シチズンシップと申しますが、こういうものとしても非常に疑問を抱かざるを得ません。そこで、問題点や改善点をただしていきたいと思います。

私は、このテーマでちょうど2年前、平成24年9月議会でも一般質問をしておりますので、そのときの御答弁も踏まえて、さらに瑞穂市のビジョンを将来どういうふうにしたいのかをお聞きしたいと思います。

まず、子ども議会というのはどこから始まったかといいますと、平成元年（1988年）、国連が子供の権利条約を採択したときからこの子供の権利の一つとして、子供の意見表明権、子供は自分の意見を述べるができること、これをあらゆる場として日本では子ども議会が始まったそうです。

瑞穂市ではいつから開催され、どのように改善されてきたのかをお聞きしたいと思います。平成24年9月の御答弁では、よくわからないけれど、平成5年、大体20年ぐらい前から巢南町も穂積町もやっていたのではないかと横山教育長から御答弁をいただいております。

この間、8月19日でしたね、子ども議会があったのが。そのときに、私は廊下で何人かの指導的立場にある方、学校関係者に問題点があるんだと自分が思っていることについてお聞きしましたところ、30年前から同じことをやっていると言ってくださった方が見えまして、えっ20年前じゃないのかとちょっとびっくりしましたが、30年前から同じことをやっているというのは、教育関係者の方が、御存じの方が、今までにこういうふうに変更するといったいいという声が出たことがあるのか出なかったのか、自分たちも含めて、学校現場とか。まずそのことからお聞きしたいと思います。

御存じのように、瑞穂市議会は一問一答でございますので、私の通告に従って答弁を文章で用意していらっしゃると思いますが、それを読み上げればいいというものではなく、問題点は子ども議会と一緒にと思いますが、一問一答に即してお答えいただきたいと思います。今まで子ども議会、30年前からだとすればどのように改善点をしてきたのかこなかったのか、将来のビジョンに即してお答えをいただきたいと思います。

以下、質問席をお願いします。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 改善点ということでお答えをいたします。

執行部の答弁後に、子ども議員による再質問を設けた年もあったと聞いております。ただ、開催時間が大幅に延長をいたしまして、半日日程を超過してしまうということになり、日程に加え子供たちの集中力の持続ということもありますので、現在の運営方法に戻って継続しているということです。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 私が8月19日に教育関係者の方からお聞きした言葉は、今申し上げた30年前から同じことをやっているんだよという声と、ほかに自分たちが言っても変えられないと、これは学校関係者の方ですけど、変えられないんですよと首を振りながらおっしゃった先生も見えました。それから、もっと変えないといかんというふうに本当にそう思っているということをおっしゃった先生もありましたし、マンネリ子ども議会だと評した方も見えました。

24年9月に、私がこのことを取り上げたときにお聞きしたのは、ちょっと打ち合わせを教育委員会としましたら、実は現場からはこのようなやり方は改善をしてほしいと思っているという声があったとお聞きしました。打ち合わせのときですね。でもそれは取り上げなかったというふうにお聞きをしましたので、もどに戻ってしまったということなんですけど、改善の必要を認めているのか認めていないのか。つまり現場とか周りの方たちは、30年も同じようなことをやっていないで改善したらどうかと思っていられっしやる方が見えるということなんですけど、教育委員会の上の方にはこの声が届いているのか。または、御自分たちでその必要性を感じているのかどうかからお聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） まず、同じことを続けているという指摘ですけれども、運動会も卒業式も同じようなことをやっておりますが、それについて指摘を受けたことはありません。

この子ども議会については、いろいろな意見があるというのは承知しております。8月19日にそういった声を上げた教員がいたというお話でございますけれども、8月19日に引率をしてきた先生に聞かれたようなお話を今紹介していただきましたね。

○2番（くまがいさちこ君） はい。答えないといけないですね。いいですか。

○教育長（横山博信君） いえ、そこであらざるでもらえばいいです。

○2番（くまがいさちこ君） ちょっとそれは違いますけど。

○教育長（横山博信君） 違うんですか。

○2番（くまがいさちこ君） 引率の先生ではないと思いますね。教育関係者と申し上げました。だめですよ、だから手を挙げて言いますので。よろしいですか。

[2番議員挙手]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 引率の先生方ではございません。教育関係者と私は申し上げました。それで十分だと思います。特定をする必要はないと思いますので。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 出所が教員であれば、学校の中での理解が不十分な先生も見えるかと思ひまして。

ただ、こういった子ども議会に異議を感じている職員もおりますので、そこら辺、改善をすべきだという声もあれば、これを継続することに不易流行の不易な部分として瑞穂市が頑固として子ども議会をやっているという考え方に立てば、この子ども議会の意義も大きいのではないかなあと思ひます。

それから、マンネリをしているという指摘でございますけれども、これは大人の側の言う話であって、子供は毎年新しいメンバーが物すごく緊張してその日を迎え、保護者の方もそれを楽しみにして傍聴席に来て応援してくださっている、そういう瑞穂市が誇れる今状態になっているのではないかというのが私どもの考えでございます。

[2番議員挙手]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 初めに申し上げましたが、御質問申し上げたことにお答えいただきたいんです。改善の声は届いているかというのをお聞きしました。必要性を教育委員会のトップ、上層部として感じているかどうかですね。子供や現場からどういう声があるかはもう申し上げましたので、それについてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 改善の声というのは、250人からの職員を抱えておりますので、いろいろな考えの方は見えると思ひます。しかし、校長会とも一緒に相談しながら子ども議会を大事にしていくというところで、声があっても全体としてそういう考えであるということで現在子ども議会を継続しております。

余分なことはしゃべってはいかんのですね。

○議長（若園五朗君） いえいえ、どうぞ。

○教育長（横山博信君） では、私、改善をという点で、ことしの子ども議会は秀逸だったなあ。市長さん、議長さんの御講評の中でもいただきましたが、ことしどこが秀逸だったかという、最後の子供が提案する内容がいじめ防止にかかわって取り上げてくれたこと、そしてそれが、各学校がいじめ防止についてなまづっこ宣言とか、それぞれの学校でいじめ防止について立ち上がっているということをお互いが理解し合って、そして市全体でやっぺいこうという

決意をしてくれたということは、今までの中身の中でも大きく教育の大事なところを全体で確認できたすばらしい場になったなあと考えております。

それぞれの児童会とか生徒会でそれぞれがやっても、なかなか交流が難しいのが各学校現場です。それを一つの意思として、瑞穂市ではいじめ防止に向かっているということが高らかに宣言できたなあと考えて、こういった内容的なものが、例えば道端に犬のふんが落ちていくということが大きく話題になった場所もありました。それから、挨拶をして、みんな仲よくなるとうようなことを大事にした議会もございました。ことしは、本当に今の教育的課題にかかわるようなところで各学校が頑張っていることがお互い確認できてよかったなあと考えております。こういった部分での改善というのは、教育の現場では形だけじゃなくて、中身の部分でやっぱりその都度その都度子供たち、そして先生たちが一生懸命考えてくださった成果だと思っております。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 話を整理したいと思います。

私は、冒頭申し上げましたが、きょうは3項目取り上げましたが、今後の瑞穂市政のビジョンに鑑みて、将来展望、到達点、これに鑑みてきょうの一般質問をしておりますので、そういうことから改善という言葉が出てきたわけです。

一般質問は2日目になりましたが、部長さんたちからは耳をそばだてるようなお言葉を幾つかいただいております。奥田副市長からは、反省なくして発展なし、森部長は、知恵を出さない自治体は消滅する、ほかにきのうも高田次長が、これは2つ目の項目で申し上げようと思っておりますが、やっぱり瑞穂市政を引っ張っていく方たちは、非常に課題を前へ前へ進めなきゃいけないということを思っているんだなあとということを思いました。ぜひ教育委員会もそういう意気込みで取り組んでいただきたいと思っておりますが、具体的なことを申し上げます。

通告してございますが、全国では子ども議会、女性議会、いっぱい開かれています、県内に絞ります。県内では、平成24年に岐阜市、海津市、可児市が教育委員会の主催として開いております。それからことしになって美濃市が、ここにこんな派手なチラシがございますが、これは子ども議員を一般公募しているので、だからこれチラシで。岐阜市も一般公募していますね。美濃市は市制60周年記念事業として、美濃市子ども議会を一般社団法人美濃青年会議所の主催で開いていますね。というふうに、比べるといってもやり方が随分違うんですね。そこで比べようがないようなこともございますので、具体的にちょっと申し上げます。

まず、今もちょっと申し上げた子供の選ばれ方ですね。調べた限りでは、岐阜市や美濃市は一般公募していますね。岐阜市なんかは夏休みだったのでネットでも公募しております。というふうに、瑞穂市はリーダーですね。リーダー、リーダー、リーダーと学校のリーダー。今後

もリーダーになってもらえるようにとって大変リーダーを強調しておりますが、瑞穂市はどのように子ども議員、子ども執行部を選んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） それぞれの子ども議会は今議員が指摘していただきましたように、主催がいろいろでございます。

瑞穂市としては、教育委員会が主催者ということで、各学校に子ども議員の人選をお願いするという形で、各学校、小学校6年生とか中学校の3年生を中心に、主に生徒会・児童会の役員の方が集まっていると思っております。

そこで、私は子ども議会の冒頭の折に、その趣旨説明の中で、君たちは各学校のリーダーだと。そして今回の体験を生かして、各学校でリーダーとして学校づくりを頑張ってくださいとエールを送ってきております。各学校ごとで主にそういった役員の子たちを選出してもらっていると思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 1つ目は、子供の選び方ですね。議員というのは誰でもなれるんですね。試験もないし、職業も学歴も財産も出生地も全く関係なく誰でもなれます。これは民主主義社会の基本だと思います。誰でも意見を言えるということが議会、議員の大きな特徴だと思います。なってからは勉強もしたり大変な思いはしますが、誰でもなれると。議会を学ぶわけですから、この原点は少し今後カーブを切ってもいいのかなあということは思います。

2点目に、議員役と執行部役のことについて申し上げますが、議員役は小学校6年生、執行部役が中学3年生ということですが、これについて、どうして議員が小学生で執行部が中学生なのか非常に疑問を感じております。いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 最近の子供が議員ということで、中学校の生徒が執行部ということでございます。

何年か前までは、議長は中学生がやっておりました。中学生が執行部というふうは大枠を考えながら、議長さんは議員の代表でありながら中学生がやっていたんですね。それは何か大枠のくくり方がおかしいんじゃないかという指摘もあって、議員さんの中から議長を選ぶということで、小学生の議員の中から議長を選ぶ。それから市長さん、副市長さん、いろいろな部長は中学生が担うというふうに関わりが少し変わって現在に至っております。

これは、そういう役割分担としたということで、以前から指摘があるように、執行部が執行部として答弁したらどうかという提案も以前にいただきましたが、現在は10校それぞれの学校の代表の子たちに活躍をしていただきたいということで、執行部役を子供たちをお願いをし、

小と中の分けということで、執行部のほうを中学生にお願いをしているということです。特にいろいろ難しい質問もありますので、そういったことについて執行部と事前に打ち合わせをして、答弁要旨をつくっていただくという作業も中学生ならありがたいかなあと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 執行部役は中学生ならありがたいというか、できるんじゃないかというニュアンスに聞こえました。議員役は小学生でもできるだろうと、そういうニュアンスに聞こえました。

公民で議会のことを、民主的な社会をつくる仕組みとしての議会、行政ということを習いますね。これは中学3年生で習うわけですね。ですから小学生が議会を体験し、瑞穂市の目標というのがネットにも出ていますが、討議や意見交流をして住みよいまちづくりに参画しようとする、こういうのを育てたいとありますが、討議や意見交流が実際はないわけですが、公民で習うような議会、行政の仕組みというのを実際に体験するというところからいくと、小学生としては3年後に待っていただいて、中学生に全員したらどうかと思うんですけど、これはいかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） そういうお考えも今お聞きしましたけれども、現在、小学校、中学校のそれぞれ頑張っている子が認められる一つの場として位置づいておりますので、私としては小学生の子供たちにもそういう場で活躍してほしいなあと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 頑張る場はほかに幾つもあるような場面がございますので、今は子ども議会の話をしておりますので、より子ども議会の場で頑張っていただくにはどちらがいいかという観点でお考えいただきたいと思います。

あと1つだけ、通告は幾つもしましたが、ちょっと時間の関係であと1つだけお聞きしますが、瑞穂市議会は非常に進化著しくと申し上げてもいいような改善を重ねてきまして、画期的だったのは一括質問を一問一答に変えたことだと思います。

ですけれども、この30年間同じようなことをやっていると言った方によると、暗記してきて発表して、そして執行部も用意した原稿を発表してと。要するに一括質疑ですね。一、二回再質問をしたとしても、基本的に一括質疑なわけですね。もともと子ども議会というのは、子供の意見表明権という権利を保障するため、これを育成するためという目的で始められたそうですので、例えば5分とか、10分とか、7分とか、時間を区切って自由にその子が再質問する。だから、今の瑞穂市議会と一緒に思うんですけど、こういうふうに変えるということは、改

善策としてより今の瑞穂市議会に近づけるということですね。お考えにならないでしょうか。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 私どもの瑞穂市子ども議会の実施要領には、それぞれよりよい学校づくりを推進するという、また住みよいまちづくりに参画しようとする心情とか、目的が議会を行うではなくて、この子ども議会の体験を通して各学校でよりよい学校、よりよいまちづくりに寄与するというところでございますので、現在の瑞穂市議会をコピーするということを考えてはいません。

したがって、やり方はいろいろあると思うんですが、私としては、目的は達成できている今の動きではないかなあと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 形と中身の話だと思うんですね。今、私が幾つか質問しておりますのは形です。形というのはどういうふうでも変えられるというか、どういうふうでもいいんです。でも施策、特に教育内容の施策は目的がきちんとあるわけですね。こういう子供たちに育てたい、そのためにこれをすると。そのための形は幾つもあるわけですよ。でも内容は1つですよ。議会を学んでもらうとか、討議や意見交流が議会の中身ですから、執行部と交流するというのは、討議するというのは。ですから、内容的には幾つもあるわけじゃないんですね。その内容に沿った形はどの形だろうということで、瑞穂市議会も改革されてきているんです。ですから、形はいろいろありますからどれでもいいというものではなく、やっぱりきょうはビジョンを問うておりますが、これからの瑞穂市議会を子供たちに体験していただくなら、これからの市民とはどうあるべきか、意見が言えるんです。

それから、議員はどういう活動をするのか、それから市長も政治家でいらっしゃいますよね。そして行政マンはどういう仕事をしているのかと。もう中3でしたら5年後には有権者になるんですね。10年後には被有権者になるんですから、本当に瑞穂市のよりよいまちづくりに参加していただける市民が育つ形にぜひ近づけていただきたいと。

30年間ほぼ同じことをやっている、自分たちが言っても変えられないんですよと肩を落とされる教育関係者の私は代弁者ですから、議員として今後の子ども議会のビジョンを聞きたいと思うんですが、締めくくりとして、今後の子ども議会のビジョンをどういうふうにしていこうか、していきたい、するべきとお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 最初にお答えしておりますが、不易流行ということで、何も変えればよいということじゃなくて、守っていくことも大事なかなあと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 不易流行ですか、伝統芸能などではそれは言われますね。でも、伝統芸能でも本当に時代によって変わっていているんですね、形や中身が。まして教育ですから、これからの世界、日本、瑞穂市の課題をどう解決していくか。私たち大人は教育をする立場ですから、ビジョンを持っていただきたいということで、1項目めを終わりたいと思います。

2項目めですが、市民団体、社会的活動団体とか公益団体と言われるものです。趣味やサークルではない団体ですが、こういう団体の支援、育成、位置づけを瑞穂市は今後どのようにしていくのか、ビジョンを持っていただきたい、対応していただきたいと思います。

これは、昨日河村議員のボランティア育成に対して、高田福祉部長が、ボランティア養成の前に地域活動団体や拠点づくりが先ですと言われました。やっぱり福祉の現場をよく知っている、本当に名言だと思いました。瑞穂市は本当にこういう段階なんですね。

それで、エピソードを申し上げますが、8月にある障害者の方が、大変困難な障害をお持ちの方なんですが、自助グループを、自助グループというのは、本人や当事者や家族会ですが、立ち上げたいと市の福祉生活課へ相談に行きました。そういうことは岐阜市の地域活動支援センターうかいに委託しているのでそっちに行ってくれと言われ、行ったところがそういうことは瑞穂市に相談してくれと言われました。この方は途方に暮れて、市の社会福祉協議会へ行ったところ、お2人方が対応してございまして、内容を聞いた上で、ボランティア団体ではないから登録はできません、部屋も貸せませんと言われて、親しかった私のところに思い詰めてお見えになりました。

社会福祉協議会の今の上の方がもとの瑞穂市の職員ですね。この方は、市役所を退職してから初めて瑞穂市の福祉のおくれ、特に障害者関係、現場の大変さを知ったというふうにおっしゃっていらっしゃいます。それで、その方が中に入って福祉部と話をしてございまして、とりあえず部屋は貸すというふうに計らってございしましたが、ちょっと時間がかかりますのでその後のことは申し上げませんが、大変困難な障害の方が自助グループを立ち上げたいというふうに決心なさって、行動をなさってもこういうことだったわけです。

自助グループというのは、各種の依存症ですね、アルコール依存症とか摂食障害や不登校、それから同じ病気、がんの仲間とか、それから拉致家族会も自助グループだそうです。犯罪被害者の会、自死遺族会、自死というのは自殺ですね、等々、今では自分たちしかわからない事情があるわけですから、障害なんかは本当にさまざまでして、ほかの人では本当にかがいがいれない、理解できないような障害を抱えていらっしゃるわけですね。ですから、自助、共助、公助、互助とか簡単に言葉ですらすらとこの議会では何度も何度も言われますが、まずそのトップの自助グループをつくりたいというふうに、大変困難な障害をお持ちの方が行動されたと

きに、市の対応はこうだったわけです。

これも私は20年3月議会で取り上げているんですけど、それから何も進まないんですけど、ネットでは、市民団体をどういうふうに支援するか、位置づけはどこですか、生涯学習課ですとか、登録できるとか、そういうのがいっぱい出ています。

それで、これは本巢市のものですが、本巢市市民活動推進助成金、あなたの市民活動を応援しますというのが出ています。瑞穂市では何がネックになっているのかなと思うんですが、まず位置づけ、登録はできませんんですね。で、部屋は貸すというふうに駆けずり回ってしてくださいったわけですが、これは10人以上のグループでないと部屋は貸せない、登録できないことになっているんですね。登録しますとPRもできますよね。お仲間の方に広報ができますね。この10人以上のネックを、自助グループなんていうのは本当は1人からでも認めていいと思うんですが、最低2人ぐらいでも認めていただきたいんですけど、この人数制限を改善していくビジョンはお持ちでしょうか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 部屋の人数制限につきましては、教育委員会は生涯学習施設を幾つか持っておりますが、それぞれの部屋を有効活用するために、10人というのを設定しているというわけですから、自助グループの方が1人、お2人の場合でもあっても、例えば同じような仲間の方を集めていただければ当然登録はできますので、そういう活動もしていただきながら、生涯学習施設を利用していただきたいと思えます。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 10人以上の枠を設定している行政の理由というのもよくわかりましたが、10人以上じゃなくてもいいということですね。2人とかでも登録を今後はできるということですかね。これは公にちゃんとしていただきたいんですけど。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） どういうことで自助グループをつくられるかということにつきましては、中身が福祉であったり、防災の関係であったり、教育委員会の関係であったり、いろいろあります。

それで、それについては、やっぱりそれぞれの担当課がよく内容を聞いていただいて、それぞれの検討の中でこれは公益性があるということ判断していただければ、教育委員会の生涯学習施設については、その担当課の判断に基づいた上で利用申請をしていただくということは可能だという意味で今答弁をさせていただきました。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 話が混乱しているようですが、部屋の利用申請の話じゃなくて、登録できるかという話です。

各課でやっていただければと言われますが、この話を9月11日の文教厚生委員会で言ったところ、教育長さんは必要だと思うところでやればいいと、必要だと思う課でね。だから福祉団体であったら福祉課がやればいいと、教育関係だったら教育課でという御答弁でしたが、本当に困っている人たちが自分たちで何とかしたいと思って動くわけですから、市民の便宜を考えて、福祉課へ行っても教育委員会へ行ってくださいということももちろんいいわけですが、登録しやすいようにこれからビジョンを持って全庁で話し合っていたきたいと思います。

例えば本巢市市民活動推進助成金のところを見ると、登録するのに物すごくきめ細かく、これだけのことを書かなきゃいけないというのがあります。だから、こういうのをつくっていただいて、何もなくても登録もできないし、認めることはできないわけですから、計画も、それから事後の報告もきちんと書類をつくるようになっていきますから、こういうのをつくっていただいて、どういう目的とか、何人とか、条件ですね。大勢いるところではだめとか、静かなところでないとだめとか障害によってありますので、そういうことも今後はきめ細かく聞いて、自助グループを含めた社会的活動団体、公益団体の登録をし、会場は減免するとか、困っている人はお金も困っているわけですから、生活費が稼げないから。

きのう高田次長が言われましたね。ボランティア育成の前に市民活動団体をつくらなきゃならない、拠点をつくらなきゃならない、会場が拠点になるんですね。ぜひこれを、教育委員会が余りビジョンがないのかなと思うので、もしないようでしたらとにかく全庁で話し合っていて、ありがたいことですよ、自助グループをつくってもらえるなんて。

〔「福祉部だけではだめだよ、全体に質問しなさいよ」の声あり〕

○2番（くまがいさちこ君） 全体にですね。済みません、済みません。済みませんなんて言うのもおかしいですかね。

副市長さんか市長さんに、この問題について全庁的に採用していただきたいんですが、福祉課でも結構ですが、だから担当部というふうに申し上げたんですね、通告で。

要するに、どこもお答えいただけないような状態だったわけですよ。それがわかっていましたので、関係部局というふうに通告してございます。どなたにお答えいただいてもいいんですが、この状態を打破していただきたいです。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） くまがい議員の市民団体の支援と育成という観点で、将来のビジョンに関する観点から、ちょっと簡潔にですが御説明をさせていただきます。

市民団体をどこかの部署で支援、育成するかということでございますが、確かに生涯学習課でも担う部分はあると思います。全体的なこれからの傾向であるんですが、市役所内部におい

でもそれぞれ担当する部署があるわけで、これから例えば企画・立案されたものを総合的な政策に束ねて管理するような部署の必要性とか、公共施設の総合的な管理をするような部署、老朽化対策ですが、あるいは少子化対策とか、生活困窮者、空き家対策のように、横断的な組織を持って連携して取り組むような事業、また婚活はどこ部署であるのかということとか、きのうも御質問にありました子供子育ての施設をあっせんするような業務など、これからは本当にさまざまな領域にわたっていくと思います。

御質問の市民団体の支援と育成を総括的に管理するという事で、新たにきのうの広瀬武雄議員の提案にもありましたが、市民にわかりやすい便宜を図るための協働のまちづくり推進室というようなものがこれからは必要であるのではないかと感じておりますので、答弁とさせていただきます。

[2 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 必要であるという認識までようやくとどき着けたと思います。

市民団体の育成支援というふうにも申し上げましたが、位置づけですね。まず登録ができることです。それもぜひ今後具体化して、部長会なり全市で話し合っていたきたいと思います。

3点目に、今までの2点は今まで継続してきた課題・問題ですが、3点目は全く新しい施策です。

農林水産省では、日本の農業が高齢化したことと、農地保全や食料の自給率の低下を改善するために、若者就農支援給付事業というのを、平成24年だと思っております、立ち上げております。これは、新規の場合は2年、継続の場合は5年ですか、最長7年間、国が最低生活費とか資金を補助するというもので、平成25年度の決算事業報告書を見ますと、瑞穂市では2人で300万円が支出されております。

私が調べた範囲では、今までに5人商工農政課に申請した方が見えて、1人は柿で認められ、続いております。それから、もう1人は野菜で認められております。残りの3人は、自分の土地を持っていない、これは自分の土地を持っていないでもいいわけですね、行く行く持ってくださいということで。耕作放棄地はないかという相談に見えて、その3人はないと言われて諦めたけれども、うちの1人は岐阜市へ行ったら、岐阜大学の辺であっせんしてもらって、瑞穂市から通っていると、農業をやるために。

本当に日本の農業は何とかしないとというふうにも私も思うんですが、この点瑞穂市は大変恵まれている地の利があるなと思うんですね。巣南地区には、宅地として売れないけれども立派な農地がたくさんあり、そして近郊農業として、もちろんうまくいけばですが、地の利としてはあると思うんです。ですからこれを周知し、瑞穂市の農地の明るいビジョン、展望を持てるようにしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今、くまがい議員の御質問は周知だけのことでということでしたが、総括質疑のときにもお答えしたとおりなんです。今現実といたしましては、これに関しましては国の施策で、経営型のもは実施主体が市町村ということでなっております。この中でも農業に意欲的、独立してそれで生活をやっているという意欲のある方へのものでございまして、冷やかし的な、ただ生活保護等のものを受けられている方はだめだとか、そういうような規制もございまして、年に1回ぐらいこういう事業を市もやっていますということで、広報に年に1回ぐらい、年度初めぐらいには今後載せていきたいとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） それも周知方法として、今までなかったものを載せるということだったら一步前進だと思うんです。

本日、私は瑞穂市政のビジョンを問う、ビジョンというのは将来展望であり、これから先の到達点を広く示すということです。各施策は全部変わっていく時代、瑞穂市の中でビジョンを持って改善していかなければならないものと考えます。

最後に、堀市長に、長く政治にかかわっていらしたわけですが、瑞穂市の今後のビジョンを、来年度からも示せるようなことをお考えだと思いますので、一言お言葉をいただきたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） くまがい議員から瑞穂市のビジョンということで御質問をいただいております。

今の瑞穂市の議会、私も3年間瑞穂市議会におりました。そのときと大きく変わって、本当にそれぞれの議員の皆さんから多くの質問、また御提案もいただき、議会が大きく変わったなということをつくづく感じております。本当にありがたいこととございます。

そういう中におきまして、過去にない形になってくる改革といえますか、それに取り組んできた一人としまして、本当にうれしく思っております。

それぞれ皆さんの御質問を聞いておまして、瑞穂市の将来、市民の幸せを思っている御発言でございます。まさに副市長が答弁をさせていただいておりますように、行政は360度市民の皆さんの住民福祉、幸せの満足度を高めるためにあるわけとございまして、やはりそのニーズに応じていこうとしまして、私これからのビジョンの中で一番大きなあれは、それに応えられる財源確保がビジョンとして、私はこの第2次総合計画を何がなんでも確保ができる施策を盛り込むようにということを示しました。それは、やはり計画的な、地の利も利便性もいと

ころでございますので、将来の東海環状西回りルートにあわせまして企業誘致をし、財源確保、そして雇用の創出を図る。これによって住民税も上げる。やはり財源確保、これを私が続けられればありますが、これは12月に自分の思いはお話するわけでございますけれども、そうでなければこれが一番大事だということを、それはどんなニーズにも応えられる、そのことだけ大きな観点だけのことを申し上げて私の答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） これで終わりますが、どの持ち場におかれましても、どの施策においても大きく変化していく、そして瑞穂市はある意味では大変恵まれた発展するまちでございますので、それに応えられるようなビジョンを持って、前へ担当部局は進んでいただきたいと切に望みながらきょうの一般質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は1時30分から再開します。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時30分

○議長（若園五朗君） 皆さん、こんにちは。

傍聴の皆さん、本日は大変お忙しいところ傍聴に御来場いただきまして、まことにありがとうございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、1点だけ質問させていただきます。

質問事項は、堀市長が市道認定において親族企業に利益供与した疑いがあるとの問題についてであります。

以下、質問席にて質問をさせていただきたいと思っております。

本件につきましては、3月5日の本会議総括質疑において、庄田議員によって取り上げられております。同議員は、議案第31号市道路線の認定及び廃止についての中で、「路線名9-1265号線は通り抜けられない道路ではないのでしょうか、道路認定できないのではないのでしょうか」と執行部にたずねられ、さらに、「瑞穂市市道編入基準第2条3、通り抜け道路であること、袋路状道路については、原則市は管理しない、ただし、開発基準を満たす転回広場を設ける場合については、この限りではないとなっている基準を満たしていないのではないのでしょうか」

とただされております。

これに対し、弘岡部長は、「要綱の改正を行っていると思っております」と答弁し、庄田議員も要綱の改正との認識を前提に、堀市長に対し、「旧の要綱と今回の改正された新しいものについての変更にあたっては、堀市長は直接かかわっているのでしょうか」と質問をされております。

また、堀市長も「6メートル道路でございますので、認定するというふうに要綱改正したところでございます」と答弁されております。

最後に庄田議員は、「9-1265号は行きどまり、それは旧の要綱では受け入れられないということであるので、今回、受け入れられるようにするために新しい要綱をつくったと解釈するのが本当じゃないでしょうか」と、みずからの事実認識を示した後、「息子さんの会社に有益な取り引きをしたのではないのでしょうか。これは言い逃れのできない便宜供与である事実ではないのでしょうか」と結論づけ、突然、休憩動議を提出されたのであります。

そして休憩後、開会された本会議に発議第1号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議が上程され、可決されたのであります。

私は、百条委員会の設置については、性急過ぎるとの立場で反対いたしましたけれども、まさにその設置の手法は異常と言わざるを得ないものでした。

そもそも31号議案は、総括質疑が終われば産業建設委員会に付託され、審査に付されるのであります。にもかかわらず、所管の委員会への付託、審査を行う前の総括質疑の途中で、他の議案に対する質疑をストップさせてまで、しかも産業建設委員会の委員長みずからが提出者となって31号議案に係る百条委員会を設置したものであります。前代未聞、私の28年にわたる議員生活の中でも経験はありません。恐らく全国の地方議会の中でも例がない事態だと思えます。

さて、その後、31号議案は5月21日の産業建設委員会では否決されましたが、6月定例議会では同議案は賛成多数で可決されたところであります。しかしながら、それ以降も引き続き、百条委員会での調査が続けられております。

かかる調査は人権侵害や名誉毀損とならないよう、慎重な配慮のもとになされなければなりません。真相を究明する大前提は、客観的かつ具体的事実を正確に把握することだと考えております。

そこで、まず最初に確認をしておきたいと思えます。

3月6日の庄田議員の総括質疑の中で、質問者も執行部も要綱の改正、要綱の変更、旧の要綱、新しい要綱との事実認識を示しておられる点についてであります。総括質疑の中で庄田議員が、「瑞穂市市道編入基準第2条3、通り抜け道路であること、袋路状道路については原則市は管理しない。ただし、開発基準を満たす転回広場を設ける場合については、この限りではないとなっている基準を満たしていないのではないのでしょうか」との発言からすれば、旧要綱

とは平成17年度作成と書かれた瑞穂市市道編入基準ということになります。

そこで、確認をさせていただきますが、執行部も庄田議員と同じように、瑞穂市市道編入基準を旧要綱と認識されておられるのでしょうか。認識をしている、認識をしていないの結論だけ、まずはお答えをいただきたいと思います。それを踏まえて、また質問をいたします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 議員の御質問についてお答えいたします。

3月6日での総括質疑での要綱の改正や要綱の変更、旧の要綱とは、瑞穂市市道編入基準を指し、新しい要綱は平成26年2月7日告示の瑞穂市民有地道路の寄附に係る取扱要綱を指すものでございます。3月の総括質疑にて配付された市道編入基準は決裁されておらず、要綱、要領としてなるべきものではなく、内部の手持ち資料、内規としてでありました。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 内部の手持ち資料ということが言われましたけれども、本当はこの一番最初のときに注目をしていただきたかったのは、瑞穂市市道編入基準なる文書が正式な要綱であるかどうかは、その要式性、その点に着目をすれば一目瞭然だったはずであります。

例規集に170本ほどの要綱が所収をされております。その要式は全て共通しております。170本全部打ち出せませんので、ここに2つ持ってまいりました。発令形式が告示と訓令の2つの要綱です。要綱の中に告示と訓令があります。それはまた後で説明しますが、だから、その2つの発令形式の違う要綱を持ってまいりました。

これは瑞穂市開発事業の適正化に関する指導要綱、これは発令形式が告示、つまり地方公共団体の長が、その機関の所掌事務について法令または条例、規則等に基づき、指定・決定などの処分、その他の事項を外部に公示する形式であります。

もう1つは、瑞穂市下水道プロジェクトチーム設置要綱、これは発令形式が訓令、つまり地方公共団体の長が、地方自治法第154条の普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督するとの規定に基づき、その補助機関である職員に対して内部的な事務運営等について指揮監督するために発する命令であります。

告示が広く一般外部に対して周知させるためのものであるのに対して、訓令は組織の内部に対して発せられるものであるというのがその違いであります。

さて、まず瑞穂市開発事業の適正化に関する指導要綱を見てみたいと思います。瑞穂市開発事業の適正化に関する指導要綱の右下に、平成15年5月1日、告示第52号とあります。告示日と告示番号であります。以下、第1条から第15条まであります、条文。最後に附則として施行期日が記載をされております。

次に、瑞穂市下水道プロジェクトチーム設置要綱を見てみたいと思います。やはり、題名の

右下は、訓令日と訓令番号であります。平成20年9月19日、訓令第9号とあります。以下、条文、最後に附則として施行期日が規定されております。

その要式は、2つの要綱とも全く同じであります。冒頭申し上げましたとおり、他の全ての要綱も同様の要式となっております。

ところが、それに比して、瑞穂市市道編入基準なる文書には要綱の言葉はありません。告示日も告示番号もありません。附則の施行期日もないのであります。要綱としての要式性を全く備えていないのであります。これだけでも同文書が要綱ではなく、寄附採納による市道認定の基準となり得る正式な文書でないことは容易に推認できたのではないのでしょうか。ちょっとその点について執行部の見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今の要綱に関しましては、6月の堀議員の一般質問でもお答えさせていただいたとおり、決裁等もとっていないことから要綱ではないというもので、先ほどの当初の答えと同じでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） いずれにいたしましても、平成25年6月7日起案、同月18日決裁の文書によれば、サーンホームの瑞穂市十七条字上街道町341-1、2、3の道路に係る寄附採納による市道認定については、瑞穂市市道編入基準を当てはめ、通り抜け道路ではないことを鑑みて、市が管理を引き継ぐ基準にはない道路と思われるとして寄附採納による市道認定を認めないこととしたわけであります。

私は、産業建設委員会、6月の本会議でも繰り返し主張してまいりましたが、そもそも瑞穂市市道編入基準なる文書自体がいかなる性格を持ったものであるのか、かかる文書の基準をサーンホームの寄附採納による市道認定に当てはめることが行政行為として正しかったのかどうか、それらの点を客観的かつ具体的な事実によって検証しなければなりません。

そこで、改めてお聞きをいたします。

平成15年の合併以降、都市計画区域外での寄附採納による市道認定は、いかなる基準を当てはめてこられたのでしょうか。市道認定された事例について、幅員、延長、通り抜け道路であるか、袋路状道路であるかを含めて、具体的に報告をしていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 過去の案件は、私は聞いておりませんが、岐阜県の宅地開発指導要領を準拠していると思えます。過去の同類の同件は7本認定しております。認定年月日と幅員、延長を申し上げますと、平成17年の3月31日、幅員6メートル、29.6、平成17年同じく3月31日、6メートル、46.39メートル、18年12月28日、6メートル、35.30メートル、18年12

月28日、6メートル、24.1メートル、平成19年7月18日、6メートル、22.70、平成19年7月18日、6メートル、19.50、平成21年3月31日、6メートル、47.10でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 済みません、ちょっとはっきり聞こえませんでしたので、もう一回最初のこの7本の基準、これを何と言われたか、県の指導要綱、正確に言ってください。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 岐阜県宅地開発指導要領でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） わかりました。

都市計画区域外における寄附採納による市道認定については、ただいまの弘岡部長の答弁にありましたように、県の宅地開発指導要領を準用して行ってきたということではありますが、それを具体的に、今のこの場での発言ということだけではなくて、客観的に目に見える形で証明することはできますか。その資料はありますか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 産業建設委員会のとときに配付した資料のもので、一応資料の原本ではございませんが、写しとしては今持っておりますが。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今、弘岡部長の言われたのは、産業建設委員会の中でもいただいております寄附採納、都市計画区域外での開発道路による認定道路ということで、①から⑦までのものだと思うんですね。これは、寄附採納による認定道路ということで、中身を見れば、この文書は幅員6メートル以上、延長については全部50メートル以内、そして行きどまり道路ということですね。ですから、中身から見れば、これは瑞穂市市道編入基準を当てはめたものではない。何となれば瑞穂市市道編入基準は、先ほど庄田議員の総括質疑の発言を紹介いたしましたけれども、要するに行きどまり道路は認めない、こういう規定がありますから、その点に着目すれば、瑞穂市市道編入基準を当てはめたものではなくて、まさに岐阜県の宅地開発指導要領を当てはめたものであるということを推認することができます。けど、それを県の宅地開発指導要領を当てはめたというふうに、先ほども申し上げましたように、目に見える形で、第三者が、納得できるような資料を出していただきたい。それ、今なければまた後でもいいんですけど、そういうことはできますか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほど申したように、そのときの決裁とかいうのは、写しとしては今持っておりますが、決裁文書等の7件のものは持っております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3 番（西岡一成君） きちっと立証できる資料を提出していただきたい、執行部から責任を持って。今、ここで議場の中で発言はしているんだけど、その発言を裏づける証拠を出していただきたい、そういうふうに思います。

それと、これまでに執行部からは、合併以降における行きどまり道路の認定状況、これは今いただきました。それから、さらに市長からも発言があったと思うんですけども、歴代の部長の、これまで寄附採納による市道認定に当てはめてきた基準は何であったか。県の開発許可基準と、それから瑞穂市市道編入基準との関係で言われたことがあると思うんですね。それを再度きちっと明らかにしていただきたい。その後、歴代の部長、もっと聞いた人がおれば、その内容についても明らかにしていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 議員、今の複数御質問いただいたんですが、資料を提示というのは弘岡部長が持っておりますが、それについてお出しをすればよろしいんですかね。そこら辺がちょっと。

○3 番（西岡一成君） まず、部長の件、歴代の。

○副市長（奥田尚道君） 調査の件でよろしいですか。調査の件については、私と森部長、あと児玉課長が立ち会って聞き取り等を行いました。3人の部長についての聞き取りについては森部長が行っておりますので、森部長より答弁させていただきます。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員の御質問にお答えをいたします。

以前の3部長につきましては、お1人方が、5月2日の午後10時ぐらいに、この庁舎でお話をいたしました。そのときには、この市道編入基準というものは見たこともなく、県の開発基準に該当するかというようなことで判断し、不明瞭な点があれば県のほうに聞いて意見をもらい、判断をしておられたというふうにお答えをされています。

もう1人方は、5月26日にこちらの穂積庁舎のほうでお聞きをしております。この際も、このような市道編入基準というのは見たこともないということから、巢南町時代から町道認定にあっては都市計画区域外において、面積によって県の開発基準に該当しないものもあるが、該当しない場合であっても県の開発基準に準拠し、行きどまり道路であっても6メートルの幅員があり、入り口に3メートルの隅切りをとって認定してきたということ。もちろん奥行きがなくなれば転回広場も考慮するというふうにお答えをされております。

もう1人方につきましては、3月31日にこの穂積庁舎でまたお伺いしておりますが、市道編入基準には記憶がないということで、市道として寄附を受けることになると、事前に開発業者との開発区域におけるこの計画において協議を行い、市の指導により整備がなされ、県の開発基準を参考に判断をしていたというようなお答えでございましたので、御報告をさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） ちょっと答弁が荒っぽい。誰が、誰と、いつ、どこで、どういう話をした、それを具体的に言っていたかかないと。もうお1人方は、もうお1人方は、こんなこと証拠になりませんよ、そんな言い方は。やっぱり個人の人権、名誉、さらには瑞穂市の信頼、名誉、そういうことがかかっているんです。ですから、誰が悪い、誰がいいという単なる問題ではなくて、きちっと客観的、具体的事実に基づいて、何が真実か、これを明らかにする作業、手続が大事なんです。そのときに、今言ったような、もうお1人方、もうお1人方、抽象的な、まとめたような話をしても、それはだめです、そんなことでは。

雰囲気は、言われたことは大体わかるんですよ。要するに、市道編入基準は見たこともないとか、あるいは記憶にもないというのが歴代の3人の部長の話であったということはわかった。問題は、それを具体的に明らかにしていただくこと。

時間がないんで、その資料があれば、聞き取りをやったと言うんだから、あるはずですよ。だから、後からでいいですから資料を出してください。いいですか、出していただいて。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 公務員の場合は、個人名も、公務で行ったものでございますので、出せるとは思います。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 関連をして、お聞きしておきたいと思います。

8月8日付、読売新聞の記事によりますと、庄田議員は、「市道編入基準に問題があっても、これまで適用されてきた正式なもの」とコメントをされておりますが、執行部の答弁によれば、都市計画区域外における寄附採納の基準は、県の宅地開発指導要領を準用して行ってきた、こういう答弁であつたらうと思います。

そこで、執行部に確認をしておきたいと思いますが、瑞穂市市道編入基準なるものは、庄田議員の言われるように、これまで適用されてきた正式なものなののでしょうか。あわせてお聞きをしておきたいと思います。また、瑞穂市市道編入基準なるものは、昨年6月のサーンホームへの適用以外には事例はあるのでしょうか。この点についても明らかにしていただきたいと思

います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 26年の6月の堀議員の質問のときにお答えさせてもらったものから、その当時、先ほども申し上げたんですが、担当者としては手持ちの内規的資料で対応をしていたと言っておりましたので、私も、その当時のときにはその基準で行われて、そのときには要綱もあるものと思っておりましたので、そのような回答をしております。

それから、先ほど申したとおり、産建で提出させていただいた7件が同類のものでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） ちょっとよくわからなかったんですが、私が聞きたかったのは、先ほどの7本についても都市計画区域外での寄附採納による市道認定の基準、これは何ですか、これは県の宅地開発指導要領だと、瑞穂市市道編入基準ではありませんということと言われて、共通して。だとすると、これまでというのは、いつからいつまでの問題がありますけれども、常識的に言えば合併して以降というふうに考えれば、正式に運用されてきた、適用されてきたものというのは、全くさっきの答弁とは違うんですね。だから、この適用されてきた正式なものというコメントは正しいのか、間違っておるのか、どっちなんだということになる。どっちですか。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 産建のときの説明の中でもあったように、過去の7件の決裁には寄附採納を受理する根拠規定の記載はありませんが、その決裁で、前の市長のときの件で、前の市長の質問に、道路の先はどうなるのかとの決裁のときの中にその質問が上げられ、その当時の課長の記載の中に、県の開発基準に準拠しており、やむを得ないものと思われるというコメントの記載もあり、県の宅地開発指導要領に当てはめていたのがわかりました。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 何回も聞きますけれども、いわゆる瑞穂市市道編入基準が、これまで適用されてきた正式なものかどうか、どうなんですかと聞いておるんです。正式なものです、正式なものではありません、この二者択一なんです。今の答弁は、県の宅地開発指導要領ですと、その間を抜けていくような話で、何が根拠かというのはわかりますよ。それはわかるんだけど、質問をしているのは私ですので、私の質問に対して答えていただきたい。執行部。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今、都市整備部長がお答えしましたように、結局、価値判断の基準は

県の宅地開発指導要領によっておったということが明らかになっておりまして、私どもの調査によりますと、今おっしゃられる、いわゆる道路編入基準については、作成した担当者が手持ち資料ということで決裁も受けていない書類であるということと言及しております。そういったことから判断しますと、いわゆる内規的というふうに判断して持っておった書類については、正式な公文書の範疇のものではないという判断をしておるところでございます。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今、正式な公文書というものではなくて、職員の手持ち資料ということにはわかったんですが、私が聞いているのは、瑞穂市市道編入基準が主語なんです。が、これまで適用されてきた正式なものかどうかと聞いているんです。県の宅地開発指導要領が基準であるならば、当然の論理的帰結として瑞穂市市道編入基準は正式に適用されるものではないということにならなきゃおかしいでしょう。何でそれを言えないんですか、その言葉を。別の表現はよくわかった。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 西岡議員のおっしゃるとおりでございまして、瑞穂市市道編入基準というものは、実際は内規とは言っておったものの、それは手持ち資料でありまして、正式な書類ではないということを今お答えしたところでございます。

正式な内部資料であって、正式な価値判断基準に当たるものではございません。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） では、次に、百条委員会の調査が行われているところでありますけれども、その内容について、詳細はよくわかりませんが、聞こえてくるところによりますと、サーンホームの社長は当事者の一人でありますけれども、この方については証人喚問も事情聴取もしたというふうな話は聞いておりません。それが私の認識間違いであれば、御指摘をいただければ訂正をいたしますけれども、もし本当であれば、これは真相を解明する上で当事者から話を聞かないなんていうのは調査に値しないですね。こんなことは世の中通りませんよ。瑞穂市議会が多数では通ったとしても、これは出るところへ出れば通りません、そんなことは。やはり調査というものは、裁判ではありませんけれども、透明性を持って公平性の原則のもとに行われなければならないわけであります。

そこで、私は7月8日、サーンホームも事務所を訪れ、堀孝信社長から経緯を聞いてまいりました。重要な箇所を報告させていただきます。

平成25年1月15日に農地転用許可申請を瑞穂市農業委員会に提出した後、仲介業者である（株）明星の不動産部次長、Y氏が平成24年8月から9月ごろより市と協議し、道路は袋路状

でも基準の道路であればよいと確認した。さらに昨年5月20日、私と田村測量事務所の所長とが担当者を訪れ、道路の基準等について打ち合わせを行った。その際、担当者に道路を寄附採納するときの瑞穂市の基準がないか確認したところ、そのようなものはつくっていないと言われ、県の宅地開発指導要領の紙2枚——これ50ページから51ページのもので——をもらい、その基準に合うようにと教えてもらった。堀孝信社長は、このように証言されたのであります。この証言は、行政の側から見て事実に基づくものかどうか、その点について確認をしておきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 昨年の5月20日の、今議員が言われる協議ですが、担当職員に聞き取った結果で報告します。

5月20日とは断定できませんが、5月中旬ごろに計画図面のない中での窓口業務の相談であった。道路の寄附採納の基準の資料があるか確認を受けた記憶はありませんが、通常の窓口での対応としましては、瑞穂市市道編入基準は内規としての取り扱いでしたので、手持ち資料であり、外部の方には渡しておりませんと聞いております。

また、転回広場の質問を受けましたので、誰が渡したのかわかりませんが、対応した職員が岐阜県宅地開発指導要領の道路形態のページの部分を2枚渡しましたと報告を受けております。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 一致するところと一致しないところがありますけれども、今の県の開発許可基準の要綱のコピーについては、私も堀孝信社長からこれをいただきましたということで、コピーだったですけれども、2枚いただいております。県の宅地開発指導要領の50ページと51ページ、これ持っておりますけれども、コピーで。これをもらったということは、要するに県の開発許可基準、あるいは宅地開発指導要領に基づいて具体的実務は行っていたということを考える上で、大事な証言になるかもわかりません。けれども、非常に孝信社長と今の職員との発言にはまだ差があります、記憶にないというのと。何でこれ、堀社長が記憶にあるかということ、手帳にメモっていたから、絶対間違いないということを言われるんです。記憶じゃないんです。手帳に書いているから間違いないですよということを言われたんですね。ですから、どちらの話が信憑性があるかということも含めて、一致できない部分があることはあることとして、まずこの場では聞いておきたいと思います。ただ、県の宅地開発指導要領の50、51ページを渡したということだけは確認をしておきたいと思います。

特に、こういう話もされています。事前協議の段階では、今申し上げたように、道路は袋路状でも基準の道路であればよいと確認し合い、かつまた昨年5月20日には寄附採納の基準となるものはつくっていないと言われていたにもかかわらず、わずか2週間後に突然一転し、瑞穂

市道編入基準なるものを当てはめて、寄附採納による市道認定を認めない、こういうことでは、一体業者はどうなっているんだとなるのは当たり前であります。

そこで、サーンホームの社長で、市長の次男の堀孝信社長は、堀市長に対して抗議の電話をされたそうであります。瑞穂市の市長としての責任を問うのに、自分の親であるかどうかは関係ありません。

ちなみにお聞きしておきたいと思いますが、抗議は、いつ、どこで、どういう方法でなされ、その内容はどのようなものだったのでしょうか。これは抗議を受けた市長がわかっているはずでありますので、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

これは、昨年7月1日だったと思います。私の息子、これは次男でございます経営の有限会社サーンホーム社長の堀孝信です。昼休み時間に、私の携帯に電話が入りまして、この瑞穂市は道路寄附採納について、瑞穂市は職員により、また担当課によりばらばらの一貫性のない判断で指導しておる。この道路認定については、土地の仲介業者が、今議員の指摘にありましたように、平成24年8月、9月ごろに市と協議し、道路は袋路状でも基準の道路であればよいと確認をしており、それに基づいて、平成25年1月25日、農地転用届をし、その中で寄附採納予定と明記し、何の指導、附箋もなしに許可が下りておる。5月20日に工事の事前協議で基準について市と打ち合わせをした。そのときに、道路を寄附採納するときの基準、規約がないかと確認したところ、そのようなものはないと言われ、県の開発許可基準の用紙2枚をもらい、この基準に合うようにと教えてもらった。そのときに、市の基準、規約など他の市町村では資料を作成してあって、業者に渡せる資料があるから、瑞穂市も作成してほしいと言われました。他の本巢市なんかにおきましては、開発基準を文書で示して、基準を満たしていれば道路寄附採納もオーケーで、また一つの課へ行けば、文書で資料を提示して、間違いのない指導をしているのに、瑞穂市は文書資料もなく、口頭で担当課、開発課、また管理課とばらばらで、どういう基準で指導しているのか。あなたは市長でしょう。でも、これは市長の責任が問われる。だからよく調査をするように、こういうことで私のほうへ。他人であったら、こんな簡単なことでは済まんよということを強く抗議をしたわけでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 時間がないので、先に参りますが、瑞穂市市道編入基準、この文書は、いつ、誰が、いかなる目的で、これは手持ち資料ということで先ほどお話がありましたけれども、再度、いつ、誰が、いかなる目的で作成されたのか、このことについて報告をしていただきたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問のお答えをさせていただきます。

平成18年から平成20年の市道認定の担当者であった者ですが、この市道編入基準は、職員が市から貸与されたパソコンで作成したもので、現在でも共有フォルダーに保存されており、このパソコンに保存の際に記録される保存履歴には、職員番号と作成履歴、あるいは更新履歴等が残るということで、職員番号がこの職員であったということ、作成を開始した日は平成18年の6月13日、10時56分となっております。

何度となくこの職員に連絡をしたのですが、なかなか連絡がとれず、聞き取ることができなかったのですが、ことしの8月8日午後本人と連絡がつき、市道編入基準に関して尋ねたところ、条例などの作成をした記憶はないが、規則は作成したと話したことから、同日の午後に都市管理課長とほかの職員1名に訪問してもらい、その市道編入基準を見せたところ、自分が作成したとの回答を得ました。

後日、8月13日午後2時20分に、私と秘書広報課長がまた訪問し、その経過を尋ねました。その内容は、市道編入基準は、平成18年度に市道認定の担当者になり、自発的に都市管理課の市道認定の手書きの資料と県の宅地開発指導要領を参考に、上司などと相談することなく、自分で作成したと。この市道編入基準で市道認定の全ての事例を当てはめることは困難であるから、この内容で完成型であるという認識はないということでございます。そして、そのような理由によりこの市道編入基準は決裁した記憶もなく、あくまでも実務上の手持ちの資料のため作成したと。

実務については、県の宅地開発指導要領に該当するかどうかを優先して考え、上司と相談しながら判断していたと。あくまでも、この市道編入基準だけを用いて市道認定をすることは、してはいけないというふうに答えておったということで、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 手持ち資料ということで、実務は県の基準を使っていたということを瑞穂市市道編入基準の作成者本人が秘書広報課長と森部長に対して証言をしたということですから、その聞き取りの資料等があれば、後日お渡ししたいというふうに思います。

結局は、瑞穂市市道編入基準は、担当職員の私案というふうなものであって、正式な基準ではなかった。つまり、瑞穂市市道編入基準なる文書は、そもそも都市計画区域外における寄附採納による市道認定の基準とはなり得ないものだったということでもあります。これまでの執行部の調査結果を集約いたしますと、今、繰り返しますけれども、瑞穂市市道編入基準なる担当職員の私案をサーンホームの寄附採納による市道認定に当てはめたこと自体が重大な行政側の瑕疵ということであり、住民の権利を侵害したということになるのではないのでしょうか。執行

部の答弁を求めます。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今、森部長が答弁しましたように、手持ち資料として作成した程度のものであったことから、これをもとに行政判断に当てはめた行政行為は、確かに適切でなかった、つまり瑕疵ある行政行為であったと考えるところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 瑕疵ある行政行為は無効ということの認識でいいですね。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） はい、そのとおりです。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） ちょっとはしよりますけれども、地方自治法第2条第16項は、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないと規定し、同条第17項では、前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とするとあります。さらに同法第10条第2項は、住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有しとあります。本件は、まさしくそれに当たる事案であります。執行部の調査結果からも明らかなおおり、他の類似案件には県の開発許可基準を準用して都市計画区域外の寄附採納による市道認定を行ってきたにもかかわらず、他方、サーンホームには担当職員の私案、もしくは試案を当てはめて寄附採納による市道認定を認めないとの行政行為は、明らかに平等原則に反します。地方自治法違反であります。サーンホームにも県の開発許可基準を準用し、寄附採納による市道認定をすべきが適正な行政行為だったのであります。

まだ、いろいろ言いたいことがあるんですけども、時間がありませんので、最後に、堀市長は、新聞報道によると、法的措置も検討するとのことですが、今後の具体的対応をどうされるのか、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。執行部の調査結果が客観的かつ具体的事実に基づいたものであり、堀市長みずからの言動にうそ偽りがなければ、毅然とした対応をすべきだというふうに思います。事は堀市長個人の信頼をおとしめ、その名誉を毀損するばかりか、瑞穂市の信頼と名誉にもかかわる問題であるからであります。市長。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） お答えします。

特に、今回の百条委員会の報道に当たりまして、岐阜新聞は、その裏づけ調査も不十分なまま、当事者の一方の主張を事実として11回も掲載し続けてきました。かかる行為は断じて許されるものではなく、公平性、客観性の観点から大きな問題があると考え、資料をつけまして9

月2日に社長宛てに抗議をしましてまいりました。これだけの資料をつけまして抗議をしてきたところでございます。

また、今回の百条委員会の設置に当たりましては、庄田議員がこの発議をされたわけであり、本来でございましたら、やはり委員会の委員長でございまして。委員会で審査をして、そしてそこで疑惑があれば百条委員会設置のところ、一回も審査するまでもなく、この本会議においていきなり百条委員会、これは議会の伝家の宝刀でございまして。こんな形で一回の議論もせずに、拙速にこの発議をし、設置をされた。設置されるに当たって、他の議員には、これは刑事告発ができる問題だから、こういうことで賛同を得られた、こういう形のあれでございました。私としましては、これまで本当に、この瑞穂市になりまして、瑞穂市の流れを変える覚悟をし、一生懸命努めてまいりました。私の政治信頼とか、まさに百条委員会の設置は私の政治信頼を失墜させるものであり、まさに名誉毀損でございまして。私は、今回のこの中身の基準をつくった、その当事者が7本のうちの5本を起案して、県の開発基準に基づいて決裁を受けておる。それも全部わかりました。

そういうことも含めまして、今回、私は法的な手段、告訴を庄田議員、並びに賛同された、賛成討論されました議員を相手にしまして告訴の準備を今させていただいております。そのことを申し上げ、本当は時間がございましたらいろんな理由を申し上げてしたいところでございますが、時間もございませんので、この刑事告訴をさせていただくと。堂々と公に、明るみにさせていただきたい、そのことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君の質問を終わります。

1番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

○1番（堀 武君） 堀武。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

第1に、大月の土地の有効利用について、2番目に既設の公園の和式便器を洋式に、3番目に瑞穂市市道編入基準（平成17年度作成）及び寄附採納に係る手順についてを質問します。

今回の案件である十七条の開発について、都市管理課における開発業者と調査士が事前協議に関してどんな経緯で行われたのか、そのときの行政の対応とその後の対応についてを質問します。なぜならば、市長の親族企業の代表者としての聞き取りもしました。その点も参考にしたいと思っております。

6月議会においても、この17年作成とされる市道編入基準について質問をしました。6月5日の本会議において継続審査となっている議案第31号市道路線の認定は可決されました。しかし、百条委員会は存続しております。職員の聞き取り調査もされ、また市長に対して委員会に証人として出席要求をされ、答弁を求め、回答を得ています。

その後の準備会で一定の結論が報告されています。その結論とは、市道寄附採納については、市道となればその管理が市の担当となり、隣接する私有地等の私人が管理を免れることなどから、分譲予定地の隣接する道路が市道になることは、宅地分譲の大きな利点がある。そこで、宅地分譲業者にとり、分譲予定地の隣接する道路が市道になることは利益であり、これを助けることは便宜であると認められると報告がなされています。ならば、早急に委員会を開き、結論を出し、議会報告し、終わらせてもらいたいと思います。

私の個人的な考えでありますけれど、長くなればなるほど瑞穂市議会の恥をさらすことになることを非常に恐れています。今さらながら何度も言いたくありませんが、百条委員会設置の必要性があったのか、産業建設委員会である程度審査の上、その必要性を認めるのならば設置をするという手順をとらなかったのか、甚だ疑問であります。庄田産業建設委員長は、なぜそのようにしなかったのか、その判断に対して疑問を感じます。しかし、提案者である庄田産業建設委員長は、6カ月の調査の結果、利益供与の疑いがあると結論づけ、百条委員会を設立し、現在百条委員会の副委員長として、責任者として結論を早急に出す責任が私はあると考えております。

これは私ごとでありますけれども、私の幼稚な文章で、相変わらず市長を擁護ばかりし、本田団地の恥、瑞穂市の恥、市長選には落選運動をすると、そのようにおどされております。しかし、私は市長擁護派でもありません。反対派でもありません。議員として正しいことは正しいと言って主張してまいりました。事実を市民の皆さんにお知らせすることは私の使命であると考えているので、質問の中で、市長に非があればもちろん追及し、明確にするべきものと思っております。

私は6月議会においても行政の対応に疑問があるため質問をしましたが、今回は開発業者、あるいは分譲開発を進める測量士への行政の対応がどんな内容であったのか、その市長の親族会社の代表と会って、市の対応などを聞いておりますから、その経緯からも質問をしたいと思っております。以上、質問席にて質問をしたいと思っております。

まず、大月の土地の有効利用について御質問をします。

国は、施設の集約と管理の簡素化、将来を見据えた施設のあり方を地方に求めております。私は、以前より1カ所に集約することが市民の利便性と将来の維持管理のしやすさから、福祉関係センター、または施設の設立を行政に求めてまいりました。この際、ぜひ福祉環境を1カ所にまとめ、大月の土地を市民の健康と憩いの場として設け、総合的土地の利用を考えるべきだと考えておりますが、行政当局の考えを答弁してください。市民の多くの方の意見が、100件ぐらいあったようにボックスに入っていましたけれど、やはり市民はそのように有効に、小さな赤ちゃんからお年寄りまでそこで憩えて、そして健康づくりができるような施設を望んでいるように感じております。御答弁をお願いします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

大月の土地の有効活用につきましては、平成26年7月7日から8月5日の期間に、瑞穂市大月運動公園整備の見直しについての意見募集を、パブリックコメントによって市民の方々から意見をいただくように行いました。結果につきましては、ホームページ等により市民の皆様に公表する予定であります。また、体育協会、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体や、その他自治会連合会や社会教育関係団体、福祉関係団体などの幅広い団体からも団体の総意としての御意見をいただいております。

意見募集の狙いは、整備を進めるに当たり、市民の方々がどのようなお考えをお持ちであるか、整備案をもとにしたものではなく、自由に意見を出していただくものでした。それぞれの方の立場や状況により、いろいろな考え方があり、子供が遊べる自然豊かな場所とか、高齢者等が集える憩いの場所、それから健康増進を図ることのできる場所など、幅広い意見をいただきました。

教育委員会としては、あくまで教育委員会施設として御意見を伺いましたので、この結果を参考に、瑞穂市の目指す子供からお年寄りまでが集える場づくりを進めていきたいと考えております。

また、御質問の福祉機能施設につきましては、今後市として検討するべきものと考えております。

なお、パブリックコメントの結果をもとに施設概要案を作成し、議会に提示するとともに、議員の皆様と協議を進めてまいる所存であります。以上で答弁とします。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） それ以上、質問を再度するつもりはありませんけれども、これに関しては、やはり縦の線、教育委員会だけではなく、企画、財政、全てを含めて、福祉部も含めて総合的に判断して、一番いいものをつくるということにさせていただきたい。そういうような形をしないからこそ、この前のような問題点が発生するものですから、そのようなことを重々をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですけれども、既設の公園の和式便器を洋式にしてほしいというのは、古い都市公園も年数がたって、ほとんどが和式便器なものですから、今のお子さんとか、それから高齢者の方が利用するのに和式では非常に不便を感じて、この間も私のそばにはせせらぎ公園、あれは都市公園ですけれども、便器の後ろのほうには大便がぞくっとたまっていたんですけれども、やはりなれないというんですか、その辺のことで、イベントをやると、和式の便器なものですからちょっと参加できないとか、その辺のことがあるものですから、前向きに検討していただ

きたいと思って、御答弁をお願いします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 堀議員の御質問にお答えいたします。

現在、瑞穂市には19カ所の都市公園がございます。トイレのある公園は9カ所あります。形状は、和式が8カ所、洋式が1カ所となっております。トイレの形状もさまざまありますが、現在、施工中の公園のトイレ、また今後のトイレのモデルは全て洋式となっております。これは高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が、平成18年6月21日に施行され、時代のニーズに基づき、本田コミセンの外トイレ以外は洋式で施工しています。

現在、和式のトイレに関しましては、設置年数も経過しており、老朽化に伴い、改善・改修計画を策定して、その中で順次改修していく考えでありますので、御理解ください。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 先ほど、西岡議員から瑞穂市市道編入基準に関して質問がありましたけど、私は会派も違いますし、そして西岡議員の質問内容は一切知りません。ですから、少しダブったところがありましても、私の質問に答えていただきたいと思っております。

まず、今回の案件について、平成25年5月20日に巢南庁舎管理課窓口において、開発業者と調査士が事前協議に訪れています。そのときの行政の対応と、その後の協議について質問します。どんな事前協議がなされましたか、具体的に御答弁をお願いします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 担当職員に聞き取った結果を報告します。

5月20日と断定できませんが、5月中旬ごろに計画図面のない中での窓口業務の相談でした。巡回広場の質問を受けたので、担当職員が岐阜県宅地開発指導要領の道路形態のページの部分、2枚の写しを渡しましたと報告で聞きました。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） この質問の内容からすると、問題のあった土地形態ではないように思いますけれども、それ以上の、これについては質問はしません。

では、その協議の中で市道として認定できる基準を示してもらいたいので、基準となる資料が欲しいと言われたはずですが、どのように対応したのか答弁願います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） これも担当職員から聞いた範囲では、そうした要請は聞いた記憶はないですが、窓口での対応としましては、瑞穂市市道編入基準は内規としての扱いでしたので手持ち資料であり、外部の方には渡してはおりませんということでございました。

[1 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） ここら辺が、少し私が代表者に聞いたのと少し違っておりますけれども、これについても西岡議員が言われた件もちょっと含まれておるものですから、それ以上は水かけ論になりますからお答えは求めません。

では、瑞穂市として市道認定の基準となるべき基準や資料がないから、県の宅地開発指導要領を2ページ分渡されたそうですが、その理由はどうしてですか。県の宅地開発指導要領に準拠すれば市道認定ができると思われませんが、その辺のことをお答え願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今申し上げた回答と重複しますが、この時点では計画図面もない中での相談で転回広場の質問を受けましたので、岐阜県宅地開発指導要領の写し2ページを渡したものだと思っておりますということです。

[1 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 少し、その辺のことで疑問が残るんですけど、次の質問に移ります。

5月20日の協議で、市道として認定できるとか、認定できないのでこうしてくださいという協議がどうして行われていないのか、甚だ疑問を感じます。はっきりと市の方向性のある考えを示すのが当然と考えますが、考えも示さなかった理由が何であったのか、答弁をしてください。

また、市道編入基準も示さず、県の宅地開発指導要領の2枚の資料を渡され、県の開発基準に準拠しておれば市道として認定されるものと思われてしまうような行政の説明ではなかったのか、どのようにもとれます。その対応は本当に正しかったのですか。どう判断されたのか、答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほどとまた重複しますが、この時点では、計画図面もない中での相談で転回広場の質問を受けましたので、岐阜県宅地開発指導要領の写し2ページを渡しました。その後、5月29日に家屋調査士から図面がメールで送られてきて、道路の形態がわかったということでございます。

[1 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） そして、業者との十分な協議もなく、その後市道認定に意見をつけるのですが、その際の基準は何に基づいての意見でしたか。開発業者と調査士に渡したのは県の宅地開発指導要領を渡したのだから、県の開発基準を参考にして、通り抜け道路ではないから市

道認定及び寄附採納ができないと付したのですか。県の宅地開発指導要領には6メートル道路で筆界に達していれば市道認定をすると私は理解しています。そして、平成21年度の市道認定は、現在の議員、古川議員、河村議員を除く全議員、議長を除きますけれども、賛成をし、議会に承認されています。

これらのことから推測するに、私は、21年度の市道認定は平成17年度作成の市道認定基準に基づくのではなく、県の宅地開発指導要領に基づき許可を認めていると思われるものであります。県の宅地開発指導要領を用いていると思われませんが、どうですか。再度確認します。

部長は、6月議会で、私の一般質問の答弁の中で、部長は市長の親族企業に対する不許可は平成17年度市道編入基準、内規に基づき判断したことによる判断ミスであり、本来は県の宅地開発指導要領に基づくべきであると答弁しています。

再度確認します。県の開発基準に準拠しておれば市道認定すべきであります。今、部長の答弁がありました、そのとおりでしょうか。

しかしながら、その後の県の宅地開発指導要領に基づき寄附採納を受理し、市道として認定すべきであると答弁があったと思いますが、市道認定に意見をつけるのですか。

サーンホーム側は、基準が示されず、県の宅地開発指導要領の2枚の資料を出され、県の開発基準に準拠されずに市道編入基準だけを用いて判断していると思うのですが、どうですか。

この案件は、県の宅地開発指導要領に基づき寄附採納を受理し、市道認定は認めるべきであったと解釈してよろしいですか。その点を端的に、よかったか、悪かったかの答弁を含めてお願いいたします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 当時は、担当者が瑞穂市市道編入基準に基づき判断していたと考えます。しかし、その後の調査により、内部の手持ち資料でありました。今回の事案は、県の宅地開発指導要領に準拠しており、寄附採納を受理し、道路認定を認めるべきと思いますが、見えたときには、開発の中でできる道路は9-1264号線と9-1265号線の2本でございましたので、9-1264号線に関しましても、開発基準の55メートル以上のものでもございました。29日の図面からは、そこの部分で水路、その向こうに道路ということで、そのときであったときには、55メートル以上の距離がありますので転回広場というような開発基準の説明もしたと思っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 今、問題になっている市道編入道路に関しては、6月の答弁どおりでいいと理解していいですね。今、言われていましたけれども、それはもう1本の道路を含めてでしょうけれども、この問題になっている道路に関しては、筆界まで達しているんだから認定を

するべきものという6月議会の判断のとおりでいいですね。そう解釈をします。

では、窓口の対応ですが、一般的に都市計画外における宅地開発において、市道認定、寄附採納はどんな手順で行われているのですか。協議なしにいきなり意見をつけるのですか。事前協議を行い、行政指導をするのが一般的ではないかと思われます。今回の進め方は一般的ではないと考えますが、過去の事例を含めて、今回のように先に意見を決裁する手法は過去にあったのかどうかも含めて、御答弁をお願いしたいと思っています。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 議員の言われるように、本来、事前協議を行い、行政指導すべきものと考えます。

窓口対応ですが、宅地の開発に関しては建築を伴うものが大半でございますので、都市整備部内での統一した見解で指導できる方向で一本化するように調整していきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 再確認のために質問します。

今回のような、行政指導が協議もなく意見を一方的につけてしまったことが、過去の事例ではしていない。今回だけやってしまった、こういうことが明らかになりましたが、その点、部長はどのように考えるのか、再度御質問したいと思っております。答弁はさっきと同じでもいいですよ。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） この決裁は、事前協議的な決裁ではなかったかなとは思っておりますが、一応、寄附採納でございますので、寄附採納に関しましての事前協議は、捉え方なんです。口頭での、この文書の書き方もちょっと悪いですが、その後の事前協議が、図面も議員が言われる20日に見えたときにはなかったということでの相談というふうにとっておりますので、その後、事前協議が進められるべきではなかったかなと思います。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） その辺の、やはり業者にもう少し懇切丁寧にさせていただきたいと、今後に関しては。

次に、森企画部長が全員協議会で市道編入基準を作成された職員からの、そのときの状況を把握しているとのことでしたが、それはどんな目的で作成され、どのような基準でしたのか、答弁を願います。これに関しては、西岡議員からもあったと思いますけれども、私はそれと関係なく御答弁を願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 堀議員の市道編入基準に関する御質問にお答えをいたします。

まず、今回の市道認定に関しての事務の取り扱いについては、市民の皆さんの注目度も高く、影響も大きく、行政への反響も大きいものであります。また、市の職員の退職者の方からも、行政側として今回の事務についてしっかりとした調査をしておくべきというような御意見も寄せられております。

申し上げるまでもございませんが、今回の市道認定の事務の取り扱いについては幾つかの課題があります。文書管理として、保管状況はどうであったのか、公務員に課せられる守秘義務はどのように認識しているのか、また実務面では市道編入基準はどのような経緯で作成され、どのように用いられ運用されてきたのか、市道認定や市道としての寄附採納を受ける場合の手続の進め方など行政指導という点でございます。行政事務、行政指導が適正になされているのか、また公平・公正な事務の執行であるのかという観点に絞って職員から聞き取りを行ったものですので、御理解をお願いいたします。

西岡議員の御質問と重複しますが、この市道編入基準は誰が、どんな目的で作成したかということですが、なかなかわからなかったのですが、8月8日の午後に本人と連絡がつき、市道編入基準に対して尋ねたところ、条例などの作成をした記憶はないが、規則のようなものは作成をしたということをお話したことから、この市道編入基準は規則ではありませんが、確認したところ、ちゅうちょすることなく自分が作成したというような回答がありました。

そこで、日を改めて13日に私と秘書広報課長が訪問したわけですが、その際、市道編入基準の作成は、平成18年度に市道認定の担当者になり、みずから都市管理課にあった市道認定の手書きの資料と県の宅地開発指導要領を参考に、上司や都市管理課職員に相談することなく作成したと。さらに、この市道編入基準はどんな位置づけであるかということをお尋ねすると、この市道編入基準で市道認定の全てを当てはめて該当させるということは困難であるから、現在のこのような形では完成はしていないということをお答えしました。よって、この市道編入基準を決裁を受けた記憶はなく、あくまでも実務上の手持ちの資料のために作成したということでした。

では、どのように実務は行っていたかということをお尋ねすると、認定については、県の宅地開発指導要領に該当するかどうかを先に考え、その都度上司と相談して、協議の上判断をしていたということです。この市道編入基準は、あくまでも担当者の参考資料であり、この市道編入基準だけを用いて市道認定するということはしてはいけないということをお話しておりました。以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 今の中で、手持ちの資料だったという答弁がありました。

では、再度確認しますが、その作成した職員の面談の様子や、作成したことに対する意識

や、部長が感じたことがあればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） そのときに受けた印象ということですが、ほかの職員と比較してはいけないのですが、8年も前のことになるのですが、記憶が鮮明で、受け答えがしっかりとしていたという印象でした。開発行為に伴う市道認定や市道の寄附行為は、基準を設けていても基準通りにはなかなかいかないということで苦慮したような話から、基準のみで判断してはいけないというような発言があったと思います。実際に担当しておって、今回のような事例はあったかと尋ねたところ、四、五件くらい認定した記憶があるというふうにも答えておりました。市役所に戻って確認したところ、同様な事例でこの職員が5件の市道認定をしていたことを確認しましたので、だから明確に覚えているのだなということは感じました。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 今、重要なお答えを部長からいただきました。

では、答えられる範囲で結構ですけれども、その職員は、自分で市道編入基準を作成しておきながら、この基準を用いなかったことになると思うのですが、その辺の範囲で、部長としてどのように感じたのか御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） ただいまの御質問ですが、作成した職員からは、そのような質問はしておりませんが、聞き取りの中から出てきた言葉で、やっぱりあくまでも手持ちの資料として、この認定基準だけを用いて判断することはしてはいけないということからすると、堀議員の御質問のとおり認識だったのではないかというふうに考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） やはり、不完全な状態で自分自身も寄附採納をそれに当てはめていない、私案というよりも下書き状況のもののような感じがしますが、内部資料であって完成したつもりもないから本人も運用していなかったものであり、その後、事務を引き継いだ職員も外部には出せない資料であると認識をしていたように思えます。私のそのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） その御理解でよろしいと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） これらの質問で明らかになった行政対応のずさんさ、まるっきり過去の

やり方と違う行政指導であったことがわかったのですが、開発区域における市道認定における行政指導について、このような開発業者等に事前協議が十分になされずに行政指導としての意見を一方的につけ、しかも電話での意見をつけたことについて、これが正しいやり方であったのか、判断であったと言えるのでしょうか。こんな行政事務で、開発業者としては黙ってはおれないと思う。私も少し、そういう面ではないですけども、工事関係に携わっている以上、そういうトラブルがあった場合は担当者、担当者でなければ上司、上司でだめならば市長というように抗議を申し込みます。そのようなことで、事務の責任者である副市長は、どのようにこのことを考えているのか、御答弁を願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 一連の、今の答弁等を聞いておりますと、通常の事務として市民の方が窓口に見えれば何らかの対応をするわけですが、今回の事案のような内容の相談でありますれば、一般的には事前協議というものに該当するものであると考えます。そうしますと、今回の事例をさまざま検証してみますと、一連の対応が、その求めに応じて県の宅地開発指導要領の写しを交付している実態を鑑みますと、まさしく事前協議であり、本来の行政サービスの観点から考えても適切な対応ではなかったという反省をするところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 副市長も反省をしておられると言われておりますけれども、やはり私も一般質問でよく言っているんですけども、職員としては公僕として自覚を持ち、その自覚のもとにサービスをするという基本理念と規律、それから意識の統一と同時に、同じような案件に関しては共通な上司関係で、上で相談できるというような体制がとれていなかったような気がしてなりません。そのようなことで、やはり事務的な、系統的なことも含めて、ぜひ今後のことには十分に市民の側を向いた対応をしていただくようお願いしながら、次の質問をしたいと思っております。

意見を付した際に用いた市道編入基準が、どうして平成17年度作成と入ったものがあったのかですが、6月議会にも質問しましたが、弘岡部長は、平成17年度ごろに作成されたと思われておりますが、さらに平成25年以降に表記したと答えていますが、行政の内部資料で基準として用いるものであるならば、このような曖昧な、ずさんな処理をしていいのですか。副市長はどう思われるのか。

また、6月議会での私の一般質問での担当者の解釈が、以前と異なったことによる判断ミスがあると思います。市長への利益供与はなかったものとするのが妥当だと私自身は考えております。どの質問に対して、弘岡部長は、その当時、平成17年度市道編入基準により判断したものであり、議員の指摘のとおりであると、申しわけなかったと答弁をしております。このよ

うな安易な、当時されていない事務処理の積み重ねがこのような問題を起こしていると判断しております。副市長としては、さっき少し申しましたけれど、どのように責任を感じているのか、御答弁を願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今、御指摘のように、ずさんな事務処理であったかどうか、まさにそのとおりであったということで、まことに申しわけなく思うところでございますが、17年度基準というのを書き込んだのが、加筆した行為が平成25年に入れてしまったということで、私どもも聞き取りに際して、どうしてそういうことをしたのかと聞いたら、はっきり記憶はないけれども、17年ごろにできていたということで、実際はそのパソコンの記録では18年になっておりますので、17年度というものがどうして出てきたのか、私らも解せない面もあるわけでございますけれども、担当レベルの話では、そのころからそういった考え方があったというようなことで17年度作成と加筆したということであったようでございます。それでもって、弘岡部長もそうした答弁をしたようでございます。

そもそも、このもとをただしてみますと、いわゆる穂積と巢南が合併して瑞穂市が誕生したわけでございますけれども、それぞれの2町に、いわゆる寄附採納基準の違いがあったということでございます。この事務をどのようにしてやってきたかという、現実的には、いわゆる都市計画法に基づく第29条とか、第33条が関係する事案でございますけれども、さらには都市計画法施行令第25条と都市計画法施行規則第20条、さらには岐阜県宅地開発指導要領とつながっていくものでございます。この規定及び基準に照らし合わせて判断していた過去の事例との関係性から言えば、そういったものを明確にしておくべきであったにもかかわらず、それができていなかったということがもともとの原因であろうと思います。

以前に申し上げましたように、本来行政事務を執行する場合は、国では行政事務の公平性・明確性を担保する必要性から行政手続法が制定されておまして、その法律に基づきまして地方公共団体が行政手続条例をつくっておるわけでございますが、その条例の趣旨によれば、行政指導に携わる者は、その相手方に対して当該行政指導の趣旨及び内容及び責任者を明確に示さなければならないとか、あるいは行政指導が口頭でなされた場合においては、その相手方から前後に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者はその文書を交付しなければならないといった規定をうちは持つておるわけです。そして、さらに34条では、複数のものを対象とする行政指導の場合は、ちょっと簡略しますと、市の機関は、あらかじめ事案においてこれらの行政指導に共通して、その内容となるべき事案・事項を定め、かつ行政上特別な支障がない限りこれを公表しなければならないと規定しております。そういったことを鑑みますと、これらの規定に違反しておったという実態が明らかになったわけでございますが、いわゆる法令に対して基づかない判断でもって行ってきた実態があるわけござ

います。

この実態を踏まえて、担当課内で根拠規定が曖昧で効力をなさない、内規としてあった市道編入基準を市長がみずから統一した見解でもって要綱化を指示しまして、日数はかかりましたものの要綱が作成され、本年2月7日に告示行為により公表もされ、一応透明性、明確化が図られたことは行政事務として本来あるべき姿に是正されたものであったと総括しておるところでございます。こういった一連のことに関して、ことしの2月7日という、その間、空白期間が生じておったわけでございますが、そうした空白期間が生じたことに対して、少なからず責任を感じておるところでございます。これは私だけの責任ということではなくて、それに携わった職員も含めまして、連帯した責任を感じておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 副市長が全部答弁したんですけれども、25年7月2日に、市長から管理基準がばらばらだから統一という話をしながら7カ月もかかったというこの件に関しては、産建委員会で指摘されて、そして修正、修正でかかったと、弘岡部長も答弁されておりましたが、やはりこんなにかかること自体が問題であり、そしてその辺の職員の専門職として、これ専門職ですからね。一般事務と違いまして、その質の向上、それから連帯感、規律、その点のことを十分に今後よく行政内で職員の意思統一をして、前向きにしていきたいと思います。そのようなことで、副市長への御質問はぜひその辺のことをお願いして、次に移らせていただきます。

今回の質問で、職員の責任にしているのでは、私はないのですけれども、執行部も今回の市道認定においてどこか不十分で、どこに課題があったのかは全部出尽くしていると考えておるもんですから、その辺のことをよく検討して、今後の糧にしていいただければと思っております。

開発区域の市道認定に当たっては、過去には十分な協議の上行政指導を行っていたのが、協議どころか何も協議することなく一方的に意見をつけたように感じます。そして、意見をつけるにしても、私案であって運用してはいけない市道編入基準のみで意見をつけてしまったというこの点にも非常に問題点があり、今森企画部長が調べられたように、あくまでも私案という、メモ書きではないのですけれども、基準に適用すべきものでないというような形のものがそのまま残っていて、今回の担当者がそれを基準にしたことに大いなる問題点があるということを認識していただきたいと思っております。

市道編入基準に根拠もなく、基準として正当化するために平成17年度を入れてしまったこと、これも副市長が言われるように、25年にしながら18年につくられながら17年にしたという、このずさんさというんですか、なぜこんなことが起きたかということの大いに反省し、やはり

その辺のことで担当間と上司関係全てに関して連携のまずさがかいま見えます。統一した基準のもとに要綱を作成していないと言われ、今言うように7カ月もかかった、そのような問題点が全部含まれております。

そのようなことで市長にお尋ねしますが、これらの行政上の問題は市政をあくまで市長としての責任が大いに市長にはあると思います。では、具体的に、7月2日に担当者を集め、便宜を図れという趣旨を命じたのか、または市長として、過去に寄附採納を認めた市道認定を許可していたという事実を理解した上、21年度までですね、市長としてまちの発展を考えた上で市政運営として、政策として指示したのであったのかどうか、これは2つの指示の仕方によって非常に問題点なものですから、この際はっきりして、前回の西岡議員の中で答弁をされておりますけれども、再度、この辺に関して事実関係をしっかりした形で御答弁を願いたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今回の市の道路の認定事案につきましては、議員御指摘のとおり、本来でございましたら合併のすり合わせの協議の中で、このことについてきちっと整備をするようにということが書いてあるにもかかわらず、合併時における申し合わせによる、市としての指導要領の整理がしてあれば、このような問題は起きなかったわけでごさいます、行政の怠慢の何者でもありません。前任者も含めまして、行政全体の責任者として、現在の責任者として、これまで知らなかったこととはいえ、私の不徳のいたすところでごさいます、申しわけなく思っておりますのでございます。

そこで、7月2日のというところでごさいます。ここに巢南町の開発基準の適正化に関する指導要領、きちっとしたものがある。私は過去、巢南町時代に、巢南町のどこで開発しようと、基準は県の開発基準、建築基準要領に基づいて、開発基準に基づいて、準拠していろいろ進めておりました。道路も平成6年、7年と2年かけまして審議会で決めました。道路につきましても、新しい道路は6メートル以上、これも市民に全て配付をしまして、巢南町はこういうふうに進めますとしてやっておりましたので、絶対に開発基準に基づいてこの市もやっておったと。

今度7月2日に行きまして、この瑞穂市市道編入基準たるものを見まして、一遍にどういう基準かと、私が見ましたら一遍にわかったわけでありまして。なぜかという、通り抜け道路であること、これがばんとうたってありまして、そしてただしという書き出し、県の開発基準と、ああいう道路形態の関係におきまして、55メートル以内は袋路状の道路でも行きどまりでもいいですよ、55メートルを超えたら転回広場をとりなさいという基準にきちとうたっておるわけでありまして。それが、この瑞穂市市道編入基準には落ちてしまっておる。そして、もう1つ

言えることは、道路は背割り道路なら5メートルでもいい。私には5メートル道路というのは全く頭にありません。先ほど言いましたように、この巢南の例規を見ていただければきちっと書いてございます。水道から何から、そういったことも全部書いてございます。きちっとやっておりましたので、なぜ5メートルか。これを見てどういう基準だと、こんな例、やはり職員が同一判断できる内容ではないんです。やはり県の開発許可基準を知っておる職員でしたら、この基準を見てもわかりますが、そうでない人が見たら通り抜け道路があること、これだけでやはり判断してしまうと、そういう内容のものでございます。

これは、本巢へ行きましても、他の市町、全て1,000平米以上の宅地開発は、県の開発許可基準に基づいてやっております。県許可になっております。ですから、それに準拠してということでは私は進めてまいりました。それでやっておると。それがこんな基準でやったら一遍にだめになる。はかる物差しが違ってしまふ。だから、その物差しを、どんな職員でも、新入職員でも同じ判断ができる正しい物差し、要綱をつくりなさいよ、こう言いました。会社のためと一言も言っておりません。はっきり言って。

これはどこのあれでもひとしく市民にかかわることでありませう。私、そのときに職員に言いました。仕事をするのが職員だから、職員がわかりやすく同じ判断のできる、そういった基準を、しっかりしたものをつくりなさい、こういう指導を2日の日にしたわけでございます。何も便宜供与とか、とんでもない話でございます。それが私のこの基準に対する思い。

それでは、私がこのたびのことに關しまして、先ほど西岡議員のときにありましたので申し上げませんでした。私の思いを述べさせていただきます。

このたびの百条委員会の設置は、私にとりましては3月5日、寝耳に水の、まさに心外なことではございました。産業建設委員長である庄田昭人議員が産業建設委員会に付託されている付託議案であります31号議案、市道路線の認定議案です。本来なら委員会で審査をするところ、一度も審査することなく、本会議の総括質疑の中でいきなり、この案件は市長の利益供与の疑いがあるから百条の特別委員会を設置して、調査を。休憩を求められまして40分後に百条委員会の発議をされたわけでございます。

本来、発議の議案書は事務局が作成するものでございます。それを用意周到に、特定の二、三名の方が自分たちで、その発議する案件を作成して、そして賛同したサインもしてあった。さらには何も知らない議員方には、この問題は刑事告発のできる問題だから、賛同しなかったら絶対だめだよ、こういうことで賛同させた。新人議員の皆様は百条委員会もわかりませぬし、そういう刑事告発ということだけで賛同されてできたのが百条委員会でございます。

さらには、当日は早朝からテレビ、記者などメディアが入りまして、きょうは何の取材だろうと執行部は不審に思いました。ある職員が聞いたところ、ある記者が言ったのは県政の報告ということで来ておりますと言ったそうであります。県政の、ここにひっかかるところでござ

います。このメディアも一方的な情報で事前打ち合わせが済み、報道をされ、このことを世間に知らしめるやり方は、まさに稚拙、拙速、全国でもこんなやり方は前代未聞のやり方だと思います。

○1番(堀 武君) 市長、短めにお願いしたいと思います。私も少し最終をまとめたいと思っておるものですから。時間が来ておりますので、よろしくお願いします。

○市長(堀 孝正君) 百条委員会は、議会最大の権限行使の伝家の宝刀とも言われ、議会の委員会の総括の中で審議に審議を重ね、これは疑惑があるから証人喚問をして真実を解明、追及するために設置される委員会であると思います。1,750の自治体で1年に1件あるかないかというのが実態でございます。そんな中で、こんな形で委員会、本当にこれは百条委員会というのはニュースバリューがあるからであります。

合併して10年、都市計画外におけるサーンホームと同様の行きどまりの事例は7件、100%全てが認定されております。当時の部長は、全て開発許可基準に準拠しているからと証言をしております。当時の部課長は、この市道編入基準は全く知らなかった、こういうことでございます。また、この起案をしましたのは、この編入基準をつくったKという職員でございまして、7件のうち5件起案をして決裁もしております。その職員が当てはめてはいけない自分のまさに私案でございまして、それをこんな形で百条を起こした。

中身を見ていただいたら、本当にどういうあれであるのか、まさに信頼失墜、私の名誉毀損をする何者でもない。だから、私は刑事告訴をすると、このように申し上げたとおりでございます。

[1番議員挙手]

○議長(若園五朗君) 堀武君。

○1番(堀 武君) 約1分ぐらいですから、最終的に。

この件に関しては、行政側の対応の仕方、その問題点、全て赤裸々に出てきたと思っております。だから、百条委員会の委員長、副委員長、そして弁護士を含めて、早急にこの点も含めて結論を早く出して、すっきりした形で行政をしていただきたいと同時に、私もこんな質問をこの議会で終わりにして、本来の教育関係のいじめとか、それから福祉関係とか、本来の質問に、行政にしたいと思っております。ひとつその辺をよろしくお願いいたします。

以上、ありがとうございました。

○議長(若園五朗君) 1番 堀武君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長(若園五朗君) 以上で、本日予定していました一般質問は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3 時31分

